

令和5年8月2日
尼崎市環境審議会
資料2

# 尼崎市環境基本計画

～「環境と調和して暮らし、働くまち あまがさき」を目指して～

令和6年〇月  
尼崎市

## 目次

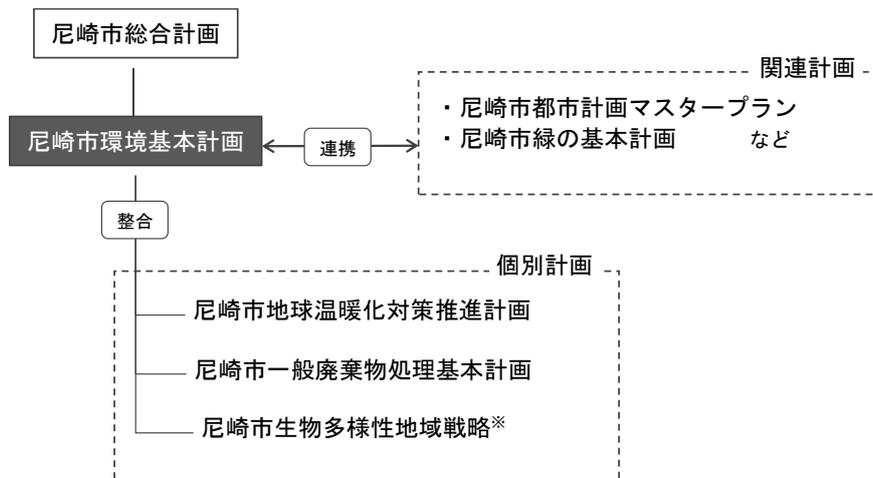
第1章 基本的事項.....	1
1 位置付け.....	1
2 対象とする区域.....	1
3 計画期間.....	1
4 計画の対象とする主な環境.....	1
第2章 環境を取り巻く状況の変化・環境に関する取組状況.....	2
1 環境を取り巻く状況の変化.....	2
2 環境に関する取組状況（前計画における取組状況の振り返り）.....	5
第3章 目指す環境像.....	14
1 目標体系.....	15
2 目標・指標・方針・施策.....	15
目標1 脱炭素社会の構築.....	16
目標2 循環型社会の構築.....	18
目標3 自然共生社会の構築.....	20
目標4 安全で快適な生活環境の保全.....	22
目標5 経済のグリーン化.....	24
目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大.....	26
第5章 計画の推進.....	28
1 市民・事業者・市の役割と責務.....	28
2 計画の進捗管理.....	29
資料編.....	30
1 尼崎市の概況.....	30

・図表中のHは「平成」、Rは「令和」を示す。

# 第1章 基本的事項

## 1 位置付け

- ・ 尼崎市の環境をまもる条例第 6 条に基づき「良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として策定します。
- ・ 国・兵庫県における上位計画や市内における関連計画と連携・整合を図りつつ、尼崎市における最上位計画である尼崎市総合計画における「ありたいまち」を環境面から実現するものとします。



## 2 対象とする区域

尼崎市全域

## 3 計画期間

令和 6 年度（2024 年度）から令和 15 年度（2033 年度）までの 10 年間を計画期間とし、中間年次（令和 10 年度（2028 年度））には取組の点検・評価を実施するとともに、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画の対象とする主な環境

地球環境	地球の温暖化、資源の有効活用 など
生活環境	公害の防止、廃棄物の処理 など
自然環境	身近な自然、緑地・水辺の保全・創出、生物多様性の保全 など

## 第2章 環境を取り巻く状況の変化・環境に関する取組状況

### 1 環境を取り巻く状況の変化

環境を取り巻く状況は大きく変化しており、尼崎だけでなく地球規模での問題への対応の必要性が増しているほか、環境・社会・経済に関する課題との統合的な解決が求められるようになっていきます。

#### (1) 脱炭素社会に関する動き

##### ① 国際的な動き

- 平成 27 年（2015 年）12 月にパリ協定が採択され、「世界の平均気温の上昇を工業化以前に比べて 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」ことが世界全体の目標となりました。また、これまで地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」が中心でしたが、気候変動の影響・被害に備えていくための「適応策」についても求められるようになっていきます。令和 3 年（2021 年）11 月にはグラスゴー気候合意が採択され、世界の平均気温の上昇を工業化以前に比べて 1.5℃に抑える努力を追求することが合意されています。
- 令和 3 年（2021 年）8 月に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した第 6 次評価報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と初めて断定的な記述が行われています。

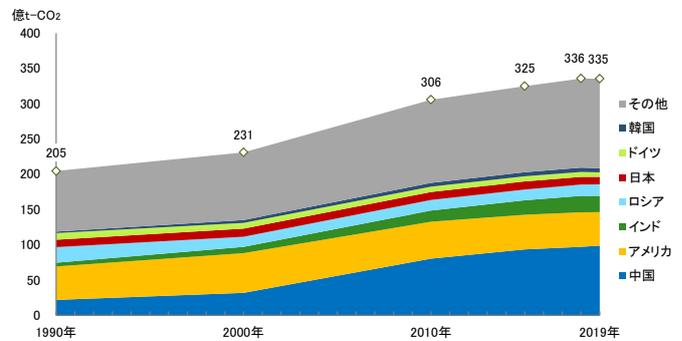


図 世界の二酸化炭素排出量

出典：「エネルギー・経済統計要覧 2022 年版」

##### ② 国内の動き

- 令和 2 年（2020 年）10 月に政府は令和 32 年（2050 年）までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したほか、令和 3 年（2021 年）6 月には地球温暖化対策推進法が改正され、このことが法律の基本理念として位置づけられました。また、令和 3 年（2021 年）10 月に令和 32 年（2050 年）までに脱炭素社会を実現するという目標と整合的な取組となるよう「地球温暖化対策計画」を改訂し、令和 12 年度（2030 年度）に温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）比で 46 %削減することを目指し、さらに 50 %の高みに向けて挑戦を続けていくこととして削減目標の引き上げを行っています。
- 平成 30 年（2018 年）6 月に適応策の法的位置付けを明確化するために気候変動適応法が制定されるとともに、同年 11 月には気候変動適応計画が策定され、気候変動による影響・被害の回避・軽減するための施策が取りまとめられました。

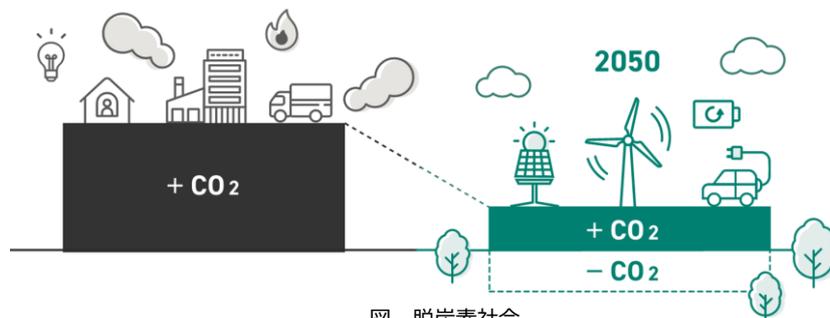


図 脱炭素社会

出典：環境省 脱炭素ポータルウェブサイト

## (2) 循環型社会に関する動き

### ① 国際的な動き

- ・平成 28 年（2016 年）1 月の世界経済フォーラム（ダボス会議）において、このままでは海洋中に存在するプラスチックの量が魚の量を超過するとの試算が報告され、プラスチックへの対策の必要性が指摘されました。
- ・令和元年（2019 年）6 月に開催された G20 大阪サミットでは、令和 32 年（2050 年）までに海洋プラスチックの追加的な汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が提案され、各国で共有されました。

### ② 国内の動き

- ・令和元年（2019 年）5 月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するために「プラスチック資源循環戦略」が策定され、3R+Renewable を基本原則として、プラスチックのリデュースなどの徹底、持続可能なリサイクルの推進、再生材・バイオプラスチックの利用促進などが戦略として掲げられました。
- ・令和 4 年（2022 年）4 月にはプラスチック資源循環促進法が制定され、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理までの過程において、あらゆる主体がプラスチックの資源循環の取組を促進しています。
- ・令和元年（2019 年）10 月には食品ロス削減推進法が制定され、令和 2 年（2020 年）3 月に同法に基づき食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が策定され、食品ロスの削減に向けたような主体による取組が求められています。



図 プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律の案内ポスター

出典：環境省「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」普及啓発ウェブサイト

## (3) 自然共生社会

### ① 国際的な動き

- ・令和 2 年（2020 年）までの国際的な取組目標であった愛知目標に代わる新しい枠組として令和 4 年（2022 年）12 月に昆明・モンテリオール生物多様性枠組が採択され、2030 年ミッションとして「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」を掲げ、23 個の 2030 年グローバルターゲットが設定されました。

### ② 国内の動き

- ・昆明・モンテリオール生物多様性枠組の採択を受け、令和 5 年（2023 年）3 月に生物多様性国家戦略 2023-2030 が策定されており、令和 12 年（2030 年）に向けた目標としてネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を掲げ、生態系の健全性の回復、自然を活用した社会課題の解決、ネイチャーポジティブ経済の実現などに取り組むこととなっています。

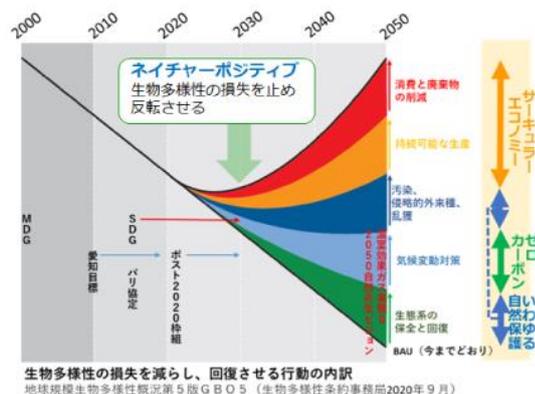
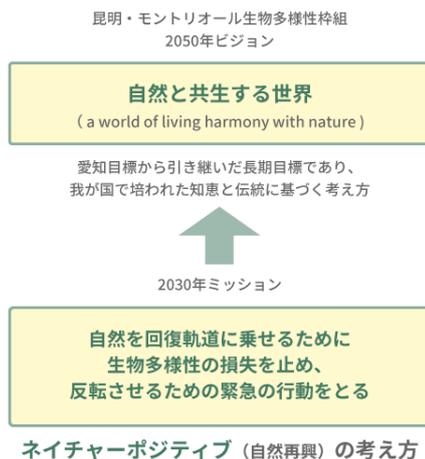


図 ネイチャーポジティブの考え方

出典：環境省「2030 生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)」ウェブサイト

## (4) グリーン経済

### ① 国際的な動き

- ・環境・社会・企業統治といった非財務情報を考慮する投資である ESG 投資が拡大しています。また、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費（倫理的消費）という考え方が注目されています。
- ・資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化につながる経済活動である循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が国際的な課題となっています。

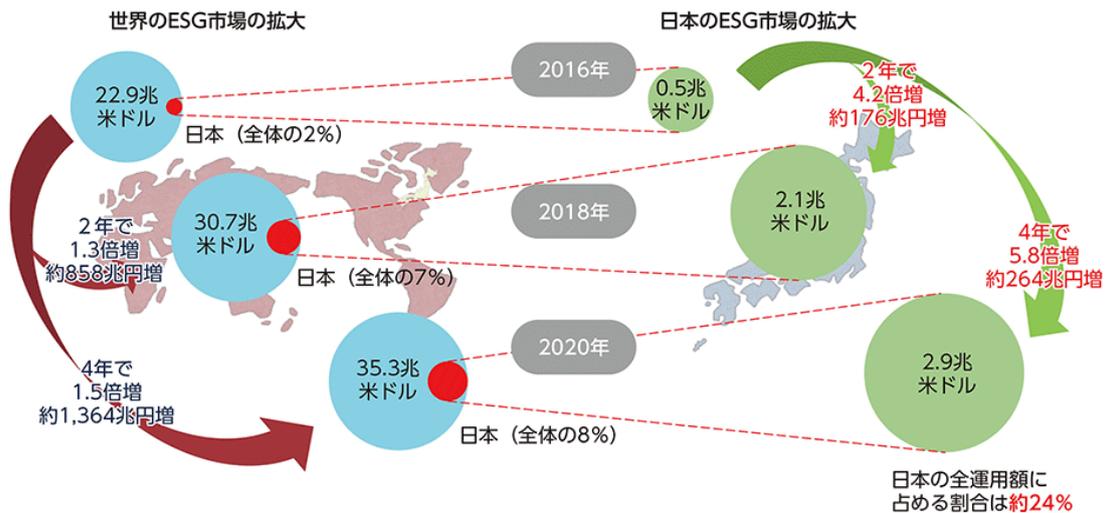


図 ESG投資の拡大

出典：環境省「令和4年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

※Global Sustainable Investment Alliance(2020)、Global Sustainable Investment Review 2020 及び NPO 法人日本サステナブル投資フォーラムサステナブル投資残高調査公表資料より環境省作成

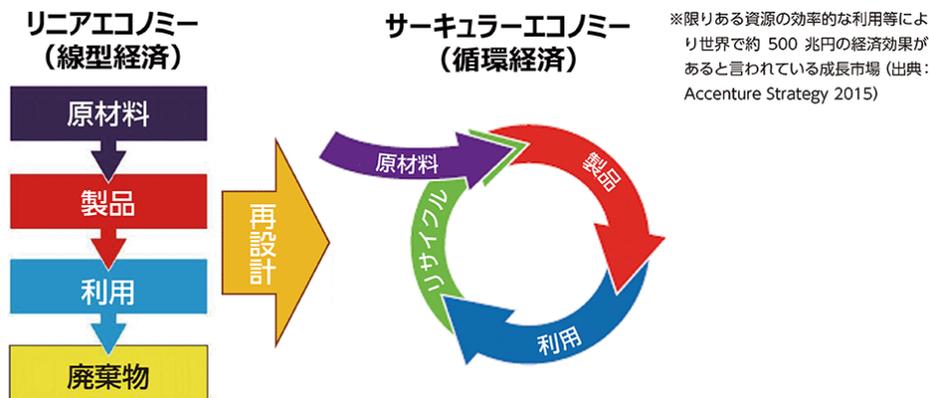


図 サークュラーエコノミー (循環経済)

出典：環境省「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

### ② 国内の動き

- ・令和5年(2023年)2月にGX(グリーントランスフォーメーション)実行に向けた基本方針が策定され、社会経済システムを化石燃料からクリーンエネルギーを中心としたものに転換するGXを進め、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長を同時に実現することとしています。
- ・生物多様性国家戦略2023-2030では自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資するネイチャーポジティブ経済を実現していくことが戦略の1つとして掲げられました。

## (5) 環境・社会・経済の課題の統合的解決

- ・平成 27 年（2015 年）9 月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、人間や地球、繁栄のための行動計画として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。アジェンダは、人間や地球、繁栄のための行動計画として宣言され、17 のゴールからなる持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。
- ・持続可能な開発目標（SDGs）は、17 の環境・社会・経済を不可分なものと捉え、世界の課題に統合的に取り組むものとして掲げられています



図 持続可能な開発目標（SDGs）17 ゴール

出典：環境省ウェブサイト

## 2 環境に関する取組状況（前計画における取組状況の振り返り）

前計画において目標ごとに設定している指標の状況を確認するとともに、計画期間中における主な取組を整理しました。

※前計画では、定量的に状況を把握することが可能である目標 1～3 については指標（以下「計画指標」という。）を設定しており、定量的に状況を把握することが困難である目標 4～6 については取組状況を把握することとしていましたが、任意で参考となる指標（以下「参考指標」という。）を設定しています。なお、計画指標については表中に太線で囲っています。

※実績の評価については、①指標値を達成しているかどうか、②計画の運用前である平成 25 年度(2013 年度)実績と直近の値である令和 3 年度（2021 年度）実績を比較し、増減率に応じて、改善（増減率が改善方向に 10 % 以上）・維持（増減率が 10 % 未満）・悪化（増減率が悪化方向に 10 % 以上）に区分することで評価しました（計画指標を達成：◎、改善：○、横ばい：△、悪化：×）。

### (1) 振り返り結果の概要

- ・いずれの分野の指標においても「達成（◎）」、「改善（○）」または「維持（△）」されている状況で、「悪化（×）」している状況にあるものはなく、全体的に概ね良好な状況といえますが、前計画の期間中の尼崎や国内外の環境を取り巻く状況が変化しており、対応が必要です。なお、令和元年度（2019 年度）以降の実績については、新型コロナウイルス感染症対策として社会経済活動が制限されていることの影響が含まれている可能性があることに留意が必要です。

## (2) 目標別の振り返り結果

### 目標1 低炭素社会の形成

#### ① 指数の状況

- ・ 二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。
- ・ 二酸化炭素排出量の約半分を占める産業部門における削減が大きく寄与しています。
- ・ 平成 28 年度（2016 年度）以降の電力排出係数の低下により電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の減少が進んでいます。

計画指標 令和 2 年度（2020 年度）における二酸化炭素排出量を 3,340 kt-CO<sub>2</sub> 以下にする。

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	増減率	評価
二酸化炭素排出量	3,502	3,199	3,097	3,188	2,958	2,571	2,449	2,496	2,289	-34.6%	◎
産業部門	1,825	1,532	1,517	1,623	1,459	1,303	1,264	1,160	1,071	-41.3%	○
業務その他部門	607	619	583	614	548	419	358	373	343	-43.6%	○
家庭部門	605	584	532	487	488	386	383	522	438	-27.6%	○
運輸部門	408	406	404	406	402	399	379	380	377	-7.5%	△
その他廃棄物部門	57	59	61	59	61	64	66	61	60	+5.3%	△

(単位：kt-CO<sub>2</sub>)

- ※ R3(2021)実績は速報値。
- ※ 塗りつぶしは計画指標を達成していることを示す。
- ※ 令和 3 年度(2021 年度)に見直しを行った尼崎市地球温暖化対策推進計画では、令和 12 年度(2030 年度)における二酸化炭素排出量を 1,737 kt-CO<sub>2</sub> 以下にすることが削減目標として設定されている。

#### ② 主な取組

- ・ 令和 3 年（2021 年）6 月に尼崎市気候非常事態行動宣言を表明し、令和 32 年（2050 年）までに脱炭素社会を実現することなどを宣言しました。
- ・ 家庭で使用するエネルギーを「創り」、「蓄え」、「整える（管理・調整）」ことのできる戸建住宅を尼崎版スマートハウスとして普及させたほか、各戸にエネルギーの使用状況を管理するシステム（HEMS）を導入するとともに SDGs の達成にも寄与する集合住宅を尼崎版 SDGs スマートマンションとして認定しました。また、近隣自治体と協力して太陽光発電設備と蓄電池の共同購入に取り組んでいます。
- ・ クリーンセンターにおいて廃棄物を焼却する際に発生する廃熱を利用した発電により得られた電気を CO<sub>2</sub> フリー電気として市内事業者に供給し、脱炭素経営を支援しています。
- ・ 経済的インセンティブによる環境配慮行動を促していくため、電子地域通貨を活用して省エネ家電への買い替えなどを促進しています。

#### ③ 今後の方向性

- ・ 尼崎市気候非常事態行動宣言の表明を踏まえ、令和 32 年（2050 年）までに脱炭素社会を実現するために、令和 12 年度（2030 年度）における二酸化炭素排出量を半減（平成 25 年度（2013 年度）比）できるよう更なる二酸化炭素排出量の削減に取り組む必要があります。

## 目標2 循環型社会の形成

### ① 指標の状況

- ・焼却対象ごみ量は減少傾向にあります。
- ・平成25年度（2013年度）から燃やすごみに含まれているリサイクルできる紙類の分別の強化を図るため、「燃やすごみの日」を週3回から週2回に減らし、「紙類・衣類の日」を月2回から週1回に増やしたことで、紙類のリサイクルが進み、焼却対象ごみ量の減少につながっています。
- ・平成30年（2018年）台風第21号で発生した災害廃棄物により一時的な増加、令和2年度（2020年度）以降の新型コロナウイルス感染症対策として行われた在宅勤務・自宅待機により家庭系ごみが増加、社会経済活動の制限により事業系ごみが減少しています。

計画指標 令和2年度（2020年度）における焼却対象ごみ量を136,000 t以下にする。

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	増減率	評価
焼却対象ごみ量	141,043	138,217	137,473	135,525	134,598	136,907	134,041	130,463	127,797	-9.4%	◎
家庭系ごみ量	91,490	89,603	88,961	86,468	86,747	88,474	87,744	88,604	85,892	-6.4%	△
事業系ごみ量	53,163	52,371	52,432	53,268	52,835	53,750	51,133	46,626	46,535	-12.5%	○
1人・1日あたりの 燃やすごみ量 (g/人・日)	488	483	471	458	461	462	457	452	443	-9.2%	△

(単位：t)

※ 塗りつぶしは計画指標を達成していることを示す。

※ 令和2年度(2020年度)に策定を行った尼崎市一般廃棄物処理基本計画では、令和12年度(2030年度)における焼却対象ごみ量を119,501 t以下にすることが主要目標として設定されている。

### ② 主な取組

- ・焼却対象ごみ量の削減に向け、分別区分に応じた廃棄物の排出を義務化するために尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正を行いました。
- ・食品ロスを削減するために家庭において期限切れや食べ残しにより廃棄した食品を日記形式で記録することで食品ロスを「見える化」する「食品ロスダイアリー」の普及を図りました。
- ・ごみ出しをサポートするため、スマートフォンのアプリを活用して出し忘れ防止アラート、ごみの種類ごとの出し方・料金などの情報を提供しているほか、インターネットによる大型ごみなどの受付を開始しました。

### ③ 今後の方向性

- ・老朽化が進んでいるごみ処理施設をコンパクトな施設として更新するため、プラスチックごみの削減、紙ごみの分別排出・リサイクルなどに取り組む必要があります。

## 目標3 安全で快適な生活環境の保全

### ① 指標の状況

- ・環境基準の達成率は改善傾向、または高い水準で維持されています。
- ・改善がみられたものとしては、大気における微小粒子状物質や新幹線に関する騒音などがあります。一方で、尼崎港が閉鎖系海域であるといった特徴から海域に関する水質については、水素イオン濃度・全窒素・全燐といった項目で過去から改善がみられていません。

計画指標 令和5年度における環境基準の達成率を100%にする。

※ 達成率(%) = 環境基準を達成した測定局・地点数 / 全測定局・地点数

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	増減率	評価
大気	87.7	87.7	89.2	95.4	93.8	95.4	95.4	95.6	95.6	+9.0%	△
河川・海域(水質)	95.1	96.6	97.6	97.1	97.9	97.9	97.6	97.1	97.6	+2.6%	△
地下水(水質)	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.5	99.5	99.5	99.5	+0.5%	△
自動車(騒音)	97.2	97.4	97.9	98.2	98.4	98.6	98.3	98.2	97.7	+0.5%	△
航空機(騒音)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	±0.0%	◎
騒音(新幹線)	79.2	79.2	83.3	91.7	91.7	95.8	95.8	100.0	95.8	+21.0%	◎
ダイオキシン	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	±0.0%	◎

※ 塗りつぶしは計画指標を達成していることを示す。

### ② 主な取組

- ・環境関連法令等に基づく指導や立入検査により事業活動に伴う環境汚染の未然防止や生活環境の保全に努めています。
- ・アスベスト含有建材の見落としによる建築物の解体に伴うアスベストの飛散を防ぐため把握した全ての解体工事現場への立入検査を行っています。また、災害時にアスベストが飛散するおそれのある被災建築物について速やかに調査を行えるよう環境測定分析事業者を会員とする団体と技術者の派遣に関する協定を締結しました。
- ・公害の歴史を後世に継承していくために、あまがさき環境オープンカレッジと協力して当時の様子についてロールプレイング形式で学べるプログラム(KOGAI QUEST)を開発し、実施しています。

### ③ 今後の方向性

- ・環境基準の達成率は改善傾向、または高い水準で維持されているものの、一部の基準については達成できていないものがあり、引き続き環境の監視を行うほか、最新の科学的知見や環境に対するリスクなどの情報を収集し、基準への追加が検討されている物質や環境への影響が懸念される物質については調査研究していく必要があります。

## 目標4 多様な生き物の生息（生育）環境の保全

### ① 指標の状況

- ・各指標の状況は概ね良好な状況にあります。
- ・生産緑地や工場緑地などについては減少していますが、都市公園や開発事業緑地については増加しており、緑の面積は全体的に横ばいとなっています。
- ・河川における水生生物の生育・生息環境に関する環境基準については達成している状況が継続しています。
- ・生き物に関する講座・イベントについては一定数が確保（月3回以上）されているほか、身近な自然・生き物を大切にしている市民の割合は6割を超える状況が維持されています。

参考指標 生き物の生息・生育環境や市民の生物多様性への関心・理解を向上・維持する。

年度		H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	増減率	評価	
生息・生育環境	緑の面積 (ha)	445.5	453.2	451.7	448.7	447.9	450.4	450.6	450.6	448.2	+0.6%	△	
	ブラックリスト種 (兵庫県)の使用(件)	市有施設	-	-	0	0	0	0	0	0	0	±0.0%	○
		民有施設	-	-	0	0	0	0	0	0	0	±0.0%	○
	環境基準の 達成状況 (%)	BOD	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	±0.0%	○
		DO	66.7	100.0	100.0	88.9	100.0	100.0	100.0	100.0	88.9	+33.3%	○
		Zn	50.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	+100.0%	○
		NP	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	±0.0%	○
		LAS	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	±0.0%	○
	関心・理解	生き物に関する講座・ イベントの実施回数(回)	-	-	-	26	46	49	37	39	66	+153.8%	○
		身近な自然・生き物を 大切にしている市民の割合 (%)	61.0	44.2	64.5	66.0	66.0	64.4	62.6	64.4	60.1	-1.5%	△
市民農園の面積 (㎡)		19,672	19,672	19,672	19,672	19,819	21,270	22,159	22,159	22,159	+12.6%	○	

※ 指標についてはH28に設定を行っており、過去に遡って実績を把握できたものについては表中に示している。「-」はデータがない、把握が行われていないことを示す。

※ 増減率は最も過去の実績と直近の値である令和3年度（2021年度）実績を比較し、増減率を算出している。

## ②主な取組

- ・市民団体と協力して尼崎市農業公園においてヒメボタル（兵庫県レッドリスト（昆虫類）：要注意）の幼虫調査や成虫の観察会、生息環境の保全活動を行っているほか、猪名川自然林（兵庫県レッドリスト（植物群落）：Cランク）では、本来の姿を保存していくための自然林の再生実験を行っています。
- ・生物多様性の保全・創出に関する取組を進めていくためには、緑地・水辺を管理している部署の理解が欠かせないため、関係する部署と情報交換を行いながら、市の事務・事業における生物多様性への配慮事項を「尼崎市生物多様性保全・創出ガイドライン」として取りまとめました。

## ③今後の方向性

- ・尼崎の自然環境や生物多様性に関する中長期的な考え方を示す尼崎市生物多様性地域戦略を策定することとしており、戦略も踏まえつつ、生物多様性の保全や持続可能な利用に取り組んでいく必要があります。

## 目標5 環境と経済の共生

### ① 現状

- ・産業部門における二酸化炭素排出量の低減と製造品出荷額の増加が両立している状況にあり、両者にはデカップリングの傾向がみられています。

参考指標 製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量を低下させる。

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	増減率	評価
製造品出荷額あたりの 二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /百万円)	1,388	1,165	1,127	1,178	1,071	953	872	793	733	-47.2%	○
製造品出荷額 (億円)	13,152	13,144	13,460	13,776	13,620	13,682	14,498	14,613	(14,613)	+11.1%	-
二酸化炭素排出量 (産業部門) (kt-CO <sub>2</sub> )	1,825	1,532	1,517	1,623	1,459	1,303	1,264	1,160	1,071	-41.3%	-

- ※ 製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量、二酸化炭素排出量（産業部門）の R3(2021)実績は速報値。なお、製造品出荷額については R3(2021)実績が公表されていないことから R2(2020)実績を用いて算出している。
- ※ 製造品出荷額の H27(2015)実績は統計値がなかったことから H26(2014)と H28(2016)の平均値としている。
- ※ 令和3年度（2021年度）に見直しを行った尼崎市地球温暖化対策推進計画では、令和12年度（2030年度）における製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量を 702 kt-CO<sub>2</sub>/百万円以下にすることが産業部門に関する指標として設定されている。

### ② 主な取組

- ・環境経営を推進するために、エコアクション 21 の認証を受けられるよう講習会を開催したほか、事業者の脱炭素経営を推進するために省エネ診断から省エネ設備・再エネ設備の導入までを一貫して支援するための補助制度を設けています。
- ・市内加盟店などで利用できる尼崎市独自の電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用して省エネ家電への買い替えなどの環境配慮行動を促進しています。
- ・環境に配慮した取組を行っている事業者や市内の環境関連施設などを学ぶためにあまがさき環境オープンカレッジと協力して社会見学（あまがさきお仕事たんけん隊）を実施しました。

### ③ 今後の方向性

- ・環境経営の普及や環境関連産業の活性化などの事業者を対象とした取組だけでなく、エシカル消費など市民を対象とした取組を進めることで経済活動全般において環境配慮を進めていく必要があります。

## 目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

### ① 状況

- ・新型コロナウイルス感染症対策として環境講座・イベントの開催自粛の影響がない令和元年度（2019年度）以前については、あまがさき環境オープンカレッジを通じて実施された講座・イベント数は週1回以上の頻度で行われていたほか、参加者数も増加傾向にありました。

**参考指標** 環境学習講座・イベントへの参加者数・イベント数を増加・維持する。

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	増減率	評価
環境講座・イベントの参加者数(人)	757	1,194	2,348	2,499	2,534	3,329	3,724	1,483	2,138	+184.4%	○
環境講座・イベント数(講座)	33	41	54	50	54	47	58	36	47	+42.4%	○

### ② 主な取組

- ・地球温暖化防止やごみ減量などの環境問題について、小学生一人ひとりが自分で考え、行動していくことを促していくために、NPO 法人あまがさき環境オープンカレッジなどの協力を得ながら総合的な学習や社会科、家庭科の授業にも活用できる尼崎市独自の環境教育プログラムを作成しました。
- ・環境活動を実践する担い手を育成するための環境活動初心者講座や市内の環境活動団体のスキルアップや団体同士のネットワークを構築するための環境団体ミーティングを開催しました。また、市内の環境活動団体の取組を支援していくため、講座・イベントの開催に必要な費用の一部を補助しています。
- ・提案型事業委託制度の活用によりあまがさき環境オープンカレッジの事務局業務が NPO 法人に委託（平成 26 年度（2014 年度）以降）されたことで、運営の効率化が図られ、環境講座・イベントの開催数が大幅に増加しています。また、手薄となっていた公害や生物多様性などに関する講座が実施されるようになりました。

### ③ 今後の方向性

- ・環境講座・イベントの数については一定数を確保できているため、今後は参加者の意識・行動の変化につなげていく必要があるほか、様々な角度からの取組となるよう社会・経済に関する取組との連携や環境に関心のない層に対する参加の促進にも取り組む必要があります。

### (3) 市民の意識・事業者の取組の状況

前計画において設定していた指標については悪化傾向にあるものはなく、改善傾向にある、または高い水準で維持されており、尼崎の環境に関する取組については、一定の進捗があったといえます。

一方で、環境を取り巻く状況への変化に対応していくためには、社会・経済の変革が求められているものもあり、市民・事業者の幅広い理解・協力が必要となりますが、現状では環境意識の高い一部の市民や規模の大きな事業者による取組に留まっているという課題があります。

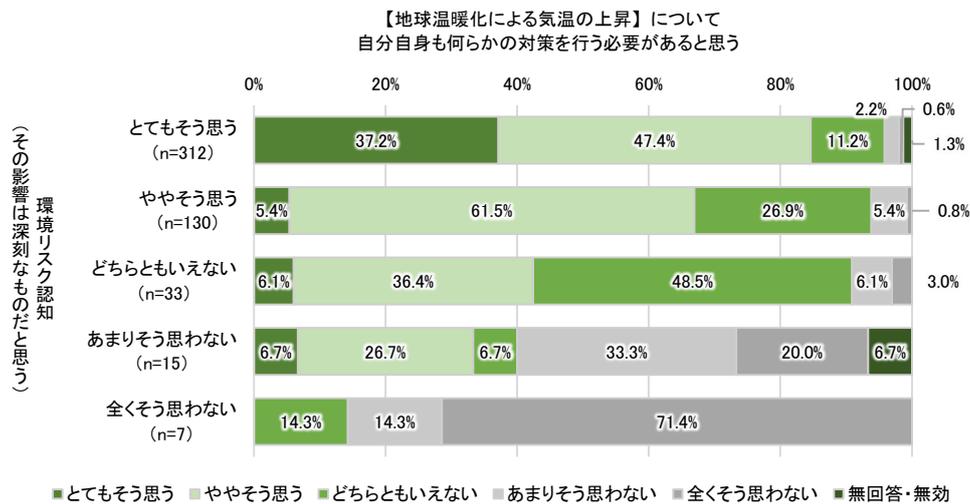


図 地球温暖化による気温の上昇に関するリスク認知と何らかの取組をしたいという態度の関係（市民）

出典：尼崎市資料（令和4年度(2022年度)実施アンケート調査結果）

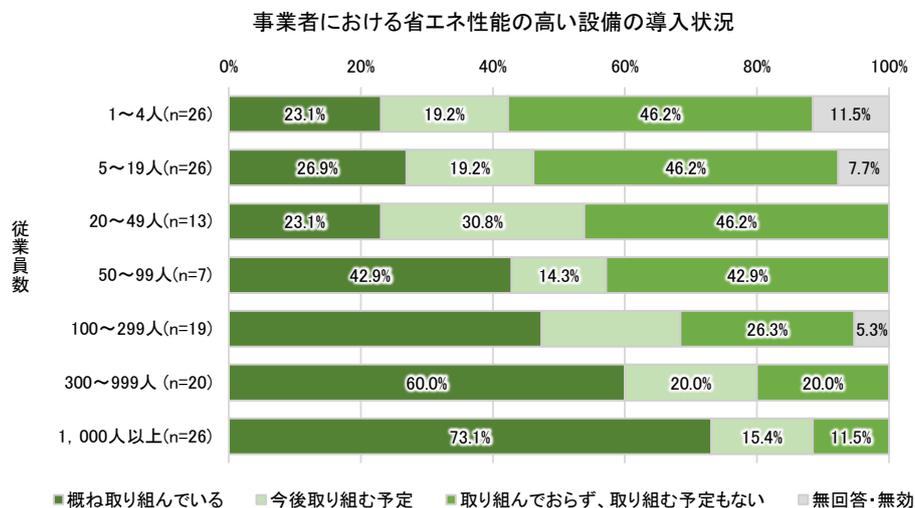


図 従業員数と省エネ性能の高い設備の導入の関係（事業者）

出典：尼崎市資料（令和4年度(2022年度)実施アンケート調査結果）

### 第3章 目指す環境像

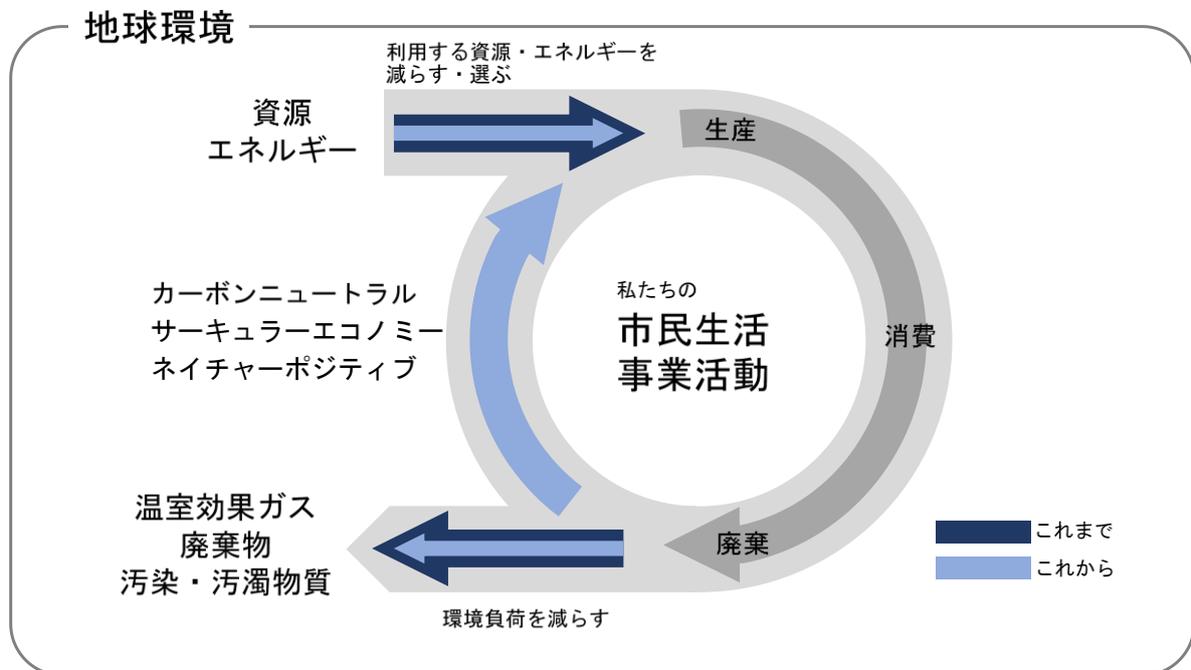
大量の資源・エネルギーの消費を前提としている現在の社会経済活動やライフスタイル、無秩序な開発は、繊細なバランスの上に成り立っている環境に負荷を与えており、その結果として気候変動や資源の枯渇、生物多様性の損失、汚染物質の排出など様々な環境問題を引き起こしています。

特に社会経済活動がグローバル化している現代においては、環境問題を地域だけの問題として捉えるだけではなく、地球規模の問題としても捉える必要があり、これまでの環境汚染・負荷を軽減していくという視点に加え、どのような資源・エネルギーをどのように消費していくのかという視点からの取組も行っていかなければなりません。

これらに取り組んでいくためには、環境・資源には限りがあることを前提とし、一部の環境意識の高い市民・事業者だけが取り組むのではなく、かつて尼崎の市民・事業者・行政が互いに協力し、努力しながら深刻な公害問題に取り組んできた経験を踏まえ、私たち一人ひとりの意識・行動を変えていくことが環境問題の解決につながることを認識し、環境と調和したまちの実現を目指していくため、本計画において目指す環境像を次のとおり定めます。

## 環境と調和して暮らし、働くまち あまがさき

【環境像を実現するための取組のイメージ】

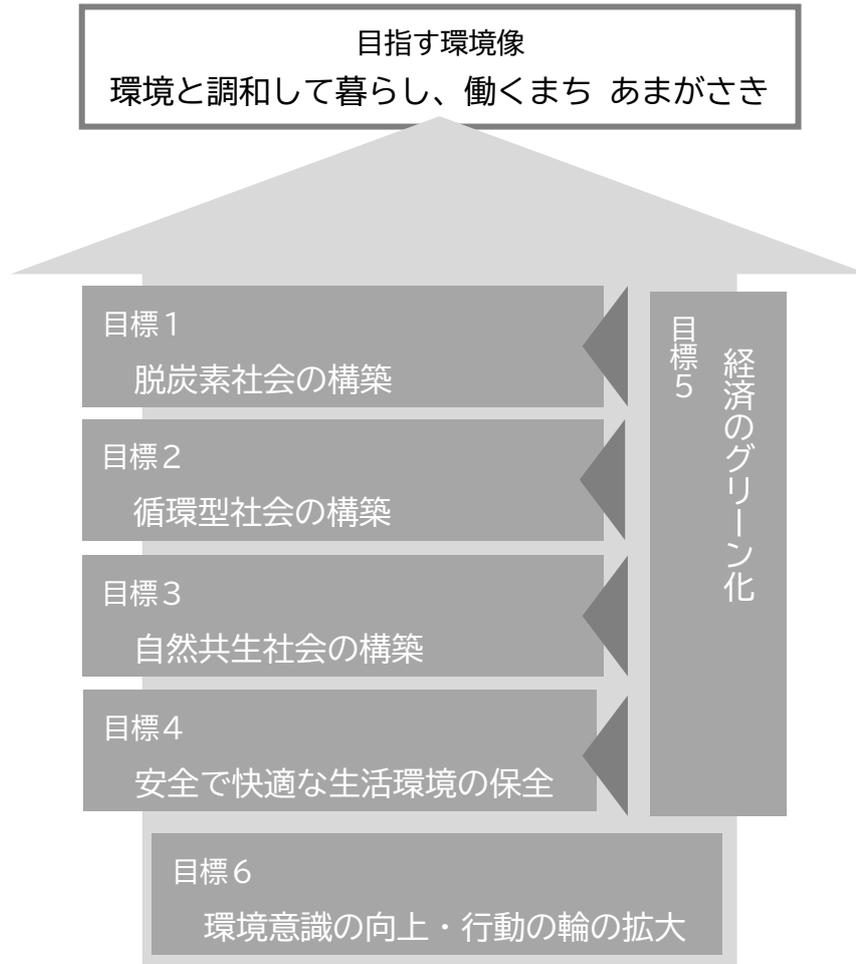


地球環境は有限であることを前提に、これまでの「環境負荷を減らす」という取組だけでなく、「利用する資源・エネルギーを減らす・選ぶ」という取組が必要となるほか、持続可能な社会を実現するためには、炭素中立（カーボンニュートラル）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）という考え方と統合的な市民生活・事業活動としていく必要があります。

## 第4章 環境像の実現に向けた取組

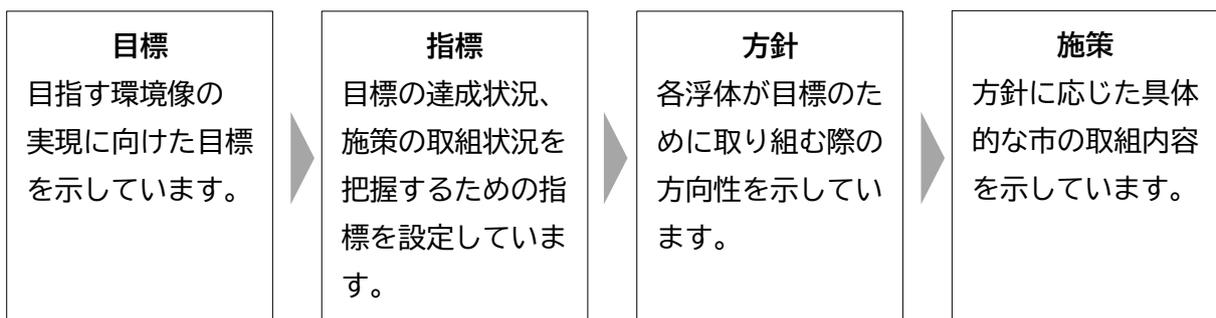
### 1 目標体系

- ・目指す環境像を実現するために6つの目標を定め、取組を進めていきます。
- ・目標1から目標4までの目標を効果的・効率的に達成するために経済の視点からの取組として目標5の達成に取り組みつつ、市民・事業者・市が協力しながら目指す環境像の実現に向けた取組を進められるよう目標6の達成を目指します。



### 2 目標・指標・方針・施策

- ・目標を達成するために必要と考えられる取組を施策として講じていきます。



## 目標1 脱炭素社会の構築

### ■指標

指標	現状	目標	方向
二酸化炭素排出量 (kt-CO <sub>2</sub> )	3,502 kt-CO <sub>2</sub> (H25)	1,737 kt-CO <sub>2</sub> (H25比50%減) (R12)	
エネルギー消費量 (TJ)	37,990 TJ (H25)	26,752 TJ (R12)	
太陽光発電設備導入量 (kW)	1.9万kW (R3)	4万kW (R12)	
地球温暖化を防止するための行動を実践している市民の割合 (%)	48.9 % (R3)	70.0 % (R15)	
地球温暖化による危機を認識している市民の割合 (%)	34.2 % (R3)	61.5 % (R15)	

### ■方針・施策

#### 方針① 消費するエネルギーを削減・脱炭素化します

徹底的な省エネ対策によりエネルギー消費量を削減するとともに、可能な分野から消費するエネルギーは二酸化炭素を排出しないものへ可能な分野から転換します。

#### 施策ア 地球温暖化を防止する行動の実践・定着

- ・省エネ診断の実施や省エネ対策に関する情報提供などにより地球温暖化対策に関する知識を実際の環境配慮行動への転換を促します。

#### 施策イ 省エネルギー型の設備・建築物の普及

- ・省エネ性能の高い設備への更新、新技術を活用した設備やエネルギーマネジメントシステムの導入、消費エネルギーを大幅に削減、またはエネルギー収支が正味でゼロになる建築物の普及を促します。

#### 施策ウ クリーンエネルギーの利用

- ・太陽光発電設備の導入や電化と併せて再生可能エネルギーで発電された電気の利用を推進します。
- ・燃焼時に二酸化炭素を排出しない燃料である水素については燃料電池をはじめとする水素関連技術の普及を進めつつ需要の拡大につなげていきます。
- ・電化が困難な高温域での熱利用については、熱源として利用できるメタンを合成するメタネーションなどの技術開発の動向を注視していきます。

## 方針② エネルギー効率の高い都市に転換します

地域におけるエネルギー消費の最適化、自転車や公共交通機関の利用促進などによりエネルギー効率の高い都市への転換を図ります。

### 施策ア エネルギー管理の観点を活かしたまちづくり

- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、分散型エネルギーリソースやエネルギーマネジメントシステムの導入によりエネルギーの地産地消・融通や脱炭素化を進めるとともに、災害時のレジリエンスの向上につなげます。

### 施策イ 環境負荷の低い交通手段の利用・交通環境の整備

- ・自転車の走行空間の整備やコミュニティサイクルの普及などにより自転車の利用環境の向上を図るとともに、モビリティ・マネジメントにより公共交通機関の利用を進めます。
- ・燃費のよい自動車や走行時に二酸化炭素を排出しない自動車の普及を進めます。

## 方針③ 気候変動のリスクに備えます

気候変動が引き起こす気温の上昇や降水パターンの変化による影響・被害に関する情報収集を行うとともに、対策を講じます。

### 施策ア 気候変動の影響・被害の理解・認識

- ・気候変動の影響・被害については情報が少ないため、国や関係機関などからの情報収集に努めるとともに、その影響・被害について市民・事業者へ情報提供を行うことで適応策の意義や必要性について理解・認識を高めます。

### 施策イ 気温の上昇・降水パターンの変化への対応

- ・熱中症の予防や対策に関する啓発や注意喚起などにより熱中症の発症や重症化を防止します。
- ・雨水を地下浸透させる透水性舗装の整備、雨水を有効利用する雨水貯留タンクの普及などにより局所的・短期的な降雨による雨水の河川・下水道への急激な流入を抑制することで浸水被害などの水害を防止します。

## 関連ワード

### パリ協定

地球温暖化を防止するための2015年に採択された国際的な枠組みです。世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2度より十分下方に抑え、さらに1.5度に抑える努力を追求することなどを世界共通の長期目標としており、発展途上国を含むすべての加盟国が、自国の温室効果ガスの排出削減目標を定めて実行し、5年ごとに国際的な評価を受けながら推進することなどが合意されました。1.5度努力目標は、その後2021年のグラスゴー気候合意にてその重要性が強調されました。

### 脱炭素社会

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、植林や森林管理等による吸収量と均衡して実質ゼロとなる「カーボンニュートラル」を実現する社会を脱炭素社会といいます。カーボンとは炭素のことで、地球温暖化問題では主に二酸化炭素を指します。ニュートラルとは中立という意味です。

### 尼崎市気候非常事態行動宣言

尼崎市では、令和3年6月、近年の気象災害等、地球温暖化による影響・被害を気候非常事態と捉え、気温上昇を抑制し危機を乗り越えるために、一人ひとりがライフスタイルを転換し、二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

## 目標2 循環型社会の構築

### ■指標

指標	現状	目標	方向
焼却対象ごみ量 (t)	134,041 t (R1)	119,501 t ※R1比11%減 (R12)	
1人1日あたりの燃やすごみ量 (g/人・日)	457 g/人・日 (R1)	410 g/人・日 ※R1比10%減 (R12)	
事業系ごみ量 (t)	51,133 t (R1)	46,020 t ※R1比12%減 (R12)	
廃棄物処理に係る不利益処分等の件数 (件)	0 件 (R3)	0 件 (R9)	
ごみを発生させない取組を行っている市民の割合 (%)	29.4 % (R3)	50.0 % (R15)	

### ■方針・施策

#### 方針① ごみの発生を抑制します

3R (リデュース・リユース・リサイクル) の取組により、できるだけごみを出さないようにします。特に一般廃棄物については、循環型社会の形成に向けて、今後はごみをつくらないリデュースを最優先として取り組みます。

#### 施策ア リデュース・リユースの実践・定着

- ・家庭で廃棄される食品の見える化や宴会・会食時の食べきり・持ち帰りの呼びかけなどにより食べ残しや手つかず食品などの食品ロスの削減を進めます。また、余っている食品については福祉団体への寄付などにより有効活用し、福祉の視点からも食品ロスの削減を進めます。
- ・使い捨て型の生活の見直しを促すことでレジ袋やペットボトルなどの利用削減を進めるほか、店舗における包装の簡素化やマイボトルの利用、給水機の設置の普及促進などによりプラスチックごみの削減を進めます。
- ・リユースショップやスマートフォンアプリを活用したリユースサービスに関する情報提供などを行うことでリユースに取り組む機会を創出します。

#### 施策イ リサイクルの推進

- ・紙資源のうち家庭から排出されるものについては現行の「紙類・衣類」の日での回収だけでなく、資源集団回収運動の活性化により回収量を増加させるとともに事業所から排出されるものについては紙資源業者との連携により分別排出・リサイクルの取組を促進します。
- ・生ごみ処理機の普及による生ごみの自主的なリサイクルの促進や有用金属を含む小型家電の効率的なリサイクル手法を検討し、実施します。

## 方針② ごみを適正に処理します

3Rに取り組んだうえでやむなく排出されるごみについては適正に処理します。

### 施策ア 適正処理の更なる推進

- ・多量の廃棄物が発生する大規模な事業用建築物の所有者に対し、廃棄物の減量計画の作成の義務付けや立入検査などにより事業系廃棄物の減量化・適正処理を推進します。
- ・資源物の持ち去りを防止するためのパトロールなどの実施や違法な不要品回収業者を利用しないよう呼び掛けることにより適正なリサイクルを推進します。
- ・水銀を含む蛍光灯などの処理困難物については安全で効率的な収集体制を検討し、適正な排出方法を周知していきます。
- ・産業廃棄物の排出事業者や処理業者への立入検査や指導などにより減量・資源化の促進や適正処理の確保を進めます。
- ・ごみを焼却する際に発生する排熱を発電に利用します。
- ・市内に 2 施設ある焼却工場について、老朽化した施設の更新や維持管理費用を削減するため、令和 7 年度（2025 年度）に 1 施設に集約し、令和 13 年度（2031 年度）に稼働予定の新たなごみ処理施設を整備します。

### 施策イ 地域環境の美化

- ・ポイ捨てに由来するごみが河川を經由して海洋ごみの要因になっていることから、まちの美化活動を促進します。
- ・不法投棄の未然防止を図るため、パトロールや啓発活動を行います。

## 関連ワード

### プラスチックごみ

石油由来のプラスチックは、資源として限りがあること、ごみとして燃やすと二酸化炭素が排出されること、ポイ捨てなどによって海に流出すると、微細な破片となって海中に漂い海洋汚染を引き起こすことなどが問題となっています。プラスチックの過度な使用を抑制し、適切にリサイクルするしくみづくりが急務です。

### 食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品を食品ロスといい、国民一人あたり毎日お茶碗約 1 杯分(約 114g)の食べものが捨てられています。

食品ロスを減らすために、計画的に食材を買い、作りすぎない等、食べ物を捨てないよう工夫することが大切です。また、未開封の保存食をフードドライブに寄付するなど、食品を必要とする人に届ける取組も進んでいます。

### 新しいごみ処理施設

尼崎市では、令和 13 年度(2031 年度)から新しいごみ処理施設が稼働する予定です。現在は第 1 工場、第 2 工場の 2 箇所でごみを処理していますが、新しいごみ処理施設では、市内のごみを 1 箇所に集約して処理する計画となっています。また、高効率なごみ発電を導入するなど環境面での性能も向上する見込みです。

## 目標3 自然共生社会の構築

### ■指標

指標	現状	目標	方向
生物多様性の認知度 (%)	35.9 % (R4)	50.0 % (R15)	
確認された種の数 (種)	集計中 (R4・5)	現状より増やす (R15)	
自然観察や自然保護活動に参加している市民の割合 (%)	0.8 % (R4)	4.0 % (R15)	

### ■方針・施策

#### 方針① 生物多様性を理解し、自然からの恵みを活かします

自然の恵みである生態系サービスを支える生物多様性を理解し、生物多様性に配慮した行動をするとともに、自然の機能をまちづくりに活かします。

#### 施策ア 生物多様性への理解と配慮行動の実践・定着

- ・生物多様性の概念だけでなく、暮らし・経済活動が自然の恵みなしには成り立たないことや生物多様性の損失を止めるためには幅広い分野との連携が必要であることなどを啓発することで、生物多様性への理解を深めます。
- ・暮らし・経済活動は様々な資源を消費しながら営まれており、市内外の生物多様性にも影響を及ぼしていることから、環境ラベル商品の選択など生物多様性の保全を意識した消費行動の普及を進めます。
- ・尼崎の動植物や生態系に関する情報を把握するため、身近な自然については定期的な調査を実施するなどにより情報の蓄積・発信をします。

#### 施策イ 農地の保全・活用

- ・農地は農作物の生産場所としてだけでなく、生物の生息・生育環境として特殊な環境であることから、市民農園として整備・活用するなどにより都市に残された農地の保全を図ります。
- ・農作物の生産・販売などに必要な資材などに補助を行うことで農業経営の支援を行います。また、尼崎市産の野菜を「あまやさい」としてブランド化し、広く周知するとともに、地産地消を促進していきます。

#### 施策ウ 自然を活用した社会課題の解決

- ・自然や生物の営みなどがもたらす直接的・副次的な機能・作業をまちづくりに活かすためにグリーンインフラ（自然環境が有数多様な機能を活かしたインフラ整備）や NbS（自然を活用した解決策）という概念を普及させ、活用していきます。
- ・土壌の有する保水・浸透機能が降雨時の下水道負荷の軽減につながるほか、樹木による緑陰の形成や蒸散作用がヒートアイランド現象の緩和や暑さ対策につながることから危険木の撤去の考え方などを踏まえながら公園・街路樹をはじめとする公共施設の緑を適切に保全・維持管理します。
- ・農地を災害発生時に一時避難や負傷者の応急処置の場として使用できるよう防災協力農地として

登録し、防災面からも活用していきます。

## 方針② 生物の生息・生育環境を保全・創出します

身近な自然として古くから残存している樹林や河川や人為的に整備する緑地や水辺についても生活環境に配慮しつつ生物の生息・生育環境として保全・創出します。

### 施策ア 地域性に配慮した生物の生息・生育環境の保全

- ・河川や河畔林、社寺林、田畑、水路など過去から存在している身近な自然については、成り立ちなどを考慮しながら保全していきます。
- ・地域固有の希少生物の生息・生育環境を保全するとともに生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす侵略的外来種については防除を行います。
- ・緑化を行う際には、生態系に悪影響を及ぼす外来種などを用いないよう配慮するほか、在来種の活用を検討することで地域の生態系に配慮します。

### 施策イ 生物の生息・生育に配慮した緑地・水辺の保全・創出

- ・まとまった緑のある緑地や河川については生物の生息・生育環境としての質を高めるとともに、身近に自然を感じ、触れ合うことのできる場としていきます。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合や既存の緑地・水辺の改修・再整備の機会などを的確に捉え、草地・樹林・水辺などを適切に配置することで、生物の生息・生育環境への配慮を促します。

## 関連ワード

### 生物多様性

生物多様性とは、生物の多様さと生物のすみかとなる生態系の豊かさを表す言葉です。

生物多様性には、「生態系の多様性（様々なタイプの自然があること）」、「種の多様性（様々な種類の生物がいること）」、「遺伝子の多様性（同じ種類の生物でも様々な個性があること）」という3つのレベルがあります。

### 昆明・モントリオール生物多様性枠組

令和4年（2022年）の生物多様性条約締約国会議で採択された、生物多様性に関する世界目標です。

2050年のビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げるとともに、2030年ミッションとしてネイチャーポジティブを掲げ、その実現に向けた23個の目標が設定されました。目標には、陸域と海域のそれぞれ少なくとも30%を保護地域やOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）によって保全するという30by30目標や、自然を基盤とした解決策（NbS）を通じて生態系の機能及びサービスを含む自然の寄与を回復や維持、強化することなどが盛り込まれています。

### ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指します。日本の生物多様性保全に向けた行動計画である「生物多様性国家戦略2023-2030」においても、昆明・モントリオール生物多様性枠組と同様に、2030年のネイチャーポジティブの実現を目標として掲げています。

### 尼崎市生物多様性地域戦略

尼崎における生物多様性の保全・利用に関する方向性を取りまとめた計画です。

## 目標4 安全で快適な生活環境の保全

### ■指標

指標	現状	目標	方向
大気汚染に関する環境基準の達成率 (%)	96.8 % (R3)	100 % (R15)	
水質汚濁に関する環境基準の達成率 (%) (河川・海域)	97.1 % (R3)	100 % (R15)	
騒音に関する環境基準の達成率 (%) (自動車)	98.2 % (R3)	100 % (R15)	
騒音に関する環境基準の達成率 (%) (新幹線)	100 % (R3)	100 % (R3)	
騒音に関する環境基準の達成率 (%) (航空機)	100 % (R3)	100 % (R3)	
行政処分件数 (件)	0 件 (R3)	0 件 (R9)	
過去に比べ公害が問題ではないと考える市民の割合 (%)	49.7 % (R4)	現状より 改善する	

### ■方針・施策

#### 方針 空気・水・土・静けさを大切にします

大気環境や水環境などの状況について監視するとともに、事業所・工事現場への立入検査などにより環境汚染の未然防止に努めます。

#### 施策ア 大気環境の保全

- ・大気環境の状況を監視するとともに、大気汚染を防止するため、事業所への立入検査などにより必要に応じて指導を行います。
- ・エコカーの普及に努めるとともに、自動車から公共交通機関への転換の取組を進めることで、過度な自動車利用の抑制に努めます。
- ・建築物からのアスベストの飛散を防止するため、工事現場への立入検査などにより必要に応じて指導を行います。

#### 施策イ 水環境の保全

- ・河川や地下水などの水環境の状況を監視するとともに、水質汚濁を防止するため、事業所への立入検査などにより必要に応じて指導を行います。
- ・河川・海域における水環境の向上を図るため、下水道施設の適切な維持管理を行います。

## 施策ウ 静けさの確保

- ・自動車や新幹線、航空機などによる騒音・振動の状況を把握するとともに、必要に応じて国や事業者に対して発生源対策や安全対策などを要望します。
- ・事業所・工事現場などからの騒音・振動については、立入検査などにより必要に応じて指導を行います。

## 施策工 土壌・地盤環境の保全

- ・土壌汚染の原因となる有害物質の使用や保管について、事業者への指導を行うとともに、土壌汚染が判明した際には適切な対策を指導します。
- ・地盤沈下を未然に防止するため、地盤変動量や地下水位を把握します。

## 施策才 公害の歴史の継承・環境に関する情報発信

- ・公害の歴史を二度と繰り返さないようにするため、これまでの経験や取組を次世代に引き継ぎます。
- ・これまでに蓄積してきた大気環境や水環境などに関する情報を整理し、わかりやすく発信することで過去からの汚染の推移や現状について、市民や事業者の理解を深めます。

## 施策力 有害物質・環境リスクへの対応

- ・有害化学物質による環境リスクの低減を図るため、事業者に対して適正保管や適正処分を指導します。
- ・最新の科学的知見や環境に対するリスクなどの情報を収集し、基準への追加が検討されている物質や環境への影響が懸念される物質の調査研究などを行います。
- ・環境基準を達成できていない項目については、その原因や環境改善のための対策に関する情報の収集などに努めます。

### 関連ワード

#### 環境基準

大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めた行政上の政策目標です。

環境基準が定められると、その維持・達成のための施策が講じられ、例えば大気汚染や水質汚濁については、多くの場合、排出基準が設定されて工場・事業場に対してその遵守が求められます。排出基準については遵守違反に対して罰則が適用されますが、環境基準の場合は行政上の目標ですので、排ガスや排水の基準のように守られなくても罰則があるわけではありません。しかしながら、行政が達成率を評価し、必要があればその改善のためにさらなる対策が検討されることとなります。

#### 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

大気汚染物質の一つで、大気汚染の度合いを示す物質として環境基準が定められています。

物質が高温で燃えるときに発生する一酸化窒素が、大気中で酸化されて生成され、社会活動の中では、工場や自動車のほか、家庭のコンロやストーブなどが発生源となっています。

高濃度で呼吸器に好ましくない影響を与えます。

#### 生物化学的酸素要求量 (BOD)

微生物の働きにより、水中の有機物質が分解されるときに消費される酸素の量を、生物化学的酸素要求量といいます。

水質汚濁の度合いを示す値として環境基準が定められており、この値が高いほど、水中の有機物質が多く、水中の酸素が欠乏しやすい状態にあることを示します。

## 目標5 経済のグリーン化

### ■指標

指標	現状	目標	方向
二酸化炭素排出量あたりの市内総生産（億円/kt-CO <sub>2</sub> ）	0.71 億円/kt-CO <sub>2</sub> (R2)	現状より改善する	
最終処分量あたりの市内総生産（億円/t）	0.026 億円/t (R2)	現状より改善する	

### ■方針・施策

#### 方針① 環境配慮型のモノ・サービスを消費・普及します

経済活動は市内外の資源・エネルギーを消費しながら営まれており、環境に様々な影響を及ぼしていることから、環境汚染・負荷を低減するために環境配慮型のモノ・サービスを消費・普及します。

#### 施策ア 環境配慮型のモノ・サービスの消費

- ・環境や社会にも配慮した経済活動であるエシカル消費という考え方を普及させ、モノ・サービスの消費を通じて経済のグリーン化を進めます。
- ・環境に配慮されたモノ・サービスの導入の支援を通じて、環境・エネルギー分野における需要の創出を図ります。
- ・事業者による環境への取組の発信とその取組について市民の理解を深めるために、工場や事業所を見学できる機会を設けます。

#### 施策イ 環境配慮型のモノ・サービスの普及

- ・グリーントランスフォーメーションの実行、循環経済やネイチャーポジティブ経済への移行といった動きを的確に捉え、省エネ性能や資源の利用効率・循環効率の高く、自然の回復につながる環境配慮型のモノ・サービスの開発・販売を支援します。

#### 方針② 環境に配慮した事業活動をします

事業活動そのものに環境への配慮を組み込むことで経済的な価値だけでなく、社会的な価値を生み出します。

#### 施策ア 環境配慮経営の実践

- ・グリーントランスフォーメーションの実行、循環経済やネイチャーポジティブ経済への移行といった動きを機会と捉え、環境技術の開発や ESG 投資の呼び込みを支援することで環境配慮経営の普及を進めます。
- ・環境問題を取り巻く状況の変化に対応するに資金面の支援だけでなく、情報提供なども含めたきめ細かな支援を講じていきます。

#### 施策イ 環境影響評価制度の活用

- ・環境影響評価制度に基づく手続きの機会を捉え、一定の要件を満たす開発の実施に際しては、持続可能なまちづくりにも資する事業となるよう事業者自らによる適正な環境配慮を促進します。

### ESG 投資

Environment（環境）や Social（社会）に配慮した事業を行い、適切な Governance（企業統治：法令遵守、コンプライアンスの強化、経営の透明性など）がなされている企業を評価し、投資することを ESG 投資といいます。

### サーキュラーエコノミー（循環経済）

資源消費をできる限り小さくし、資源・製品の価値をできる限り高める、廃棄物の発生抑止を目指す経済活動をサーキュラーエコノミーといいます。従来廃棄されていたものも原料として再活用することで、新たな資源の消費を抑えながら資源を循環させ、環境負荷低減と経済成長の両立を目指します。

### ネイチャーポジティブ経済

生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済活動をネイチャーポジティブ経済といいます。世界経済フォーラムが 2020 年に発表した報告書では、自然の損失によって世界 GDP の半分に相当する 44 兆ドルが潜在的に脅かされており、ネイチャーポジティブ経済への移行によって 3 億 9500 万人の雇用創出や年間約 1070 兆円規模のビジネスチャンスが見込めると報告されています。

### GX（グリーントランスフォーメーション）

産業競争力の向上と脱炭素の実現に向けた、経済システム全体の変革に向けた取組を GX といいます。令和 5 年（2023 年）に GX 推進法が閣議決定され、炭素排出に価格付けを行うカーボンプライシング制度や、脱炭素社会に必要な技術開発のための投資支援などが定められました。

### エシカル消費

地産地消や環境配慮製品の購入など、人や社会、環境、地域など周囲に配慮した消費行動を行うことをエシカル消費といいます。

## 目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

### ■指標

指標	現状	目標	方向
あまがさき環境オープンカレッジの開催する講座・イベントへの参加者数（人）	2,400人 (過去8年間の平均値)	2,400人以上 を維持 (R6~R15)	
あまがさき環境オープンカレッジの開催する講座・イベントにおいて実際されるアンケート結果のうち「これから実際にやってみようということが見つかった」人の割合（%）	39.6% (R4)	50.0% (R15)	
あまがさき環境教育プログラム実施校（校）	20校 (R3)	41校（全校） (R9)	
環境に関する学習・イベントに参加している市民の割合（%）	1.8% (R3)	8.0% (R15)	

### ■方針・施策

#### 方針①環境問題を知り、行動します

様々な環境問題の現状や原因を知り、行動につなげます。

#### 施策ア 効果的・効率的な情報提供・交換

- ・世代別の行動様式などを加味し、紙媒体やHPだけでなくSNSなども活用することでより多くの人に情報を効果的・効率的に発信します。
- ・市民や市民団体、事業者などとの交流の機会を増やし、環境に関する情報の交換や共有を促します。

#### 施策イ 関心・理解の度合いやライフスタイルに応じた環境学習・啓発の実施

- ・あまがさき環境オープンカレッジと連携し、関心・理解の度合いやライフスタイルなどに応じて学べる機会を提供します。また、座学だけでなく、必要に応じて屋外での体験学習を通じて環境への理解を深めます。

#### 施策ウ 環境教育の充実

- ・独自の小学生向け環境教育プログラムである「あまがさき環境教育プログラム」に基づく環境教育を普及するほか、必要に応じて内容の見直しや対象者の拡大に取り組みます。

#### 施策エ 環境保全活動の支援

- ・環境活動団体の活動の活性化を図るため講師の派遣や環境保全活動に必要な費用への助成などを行います。
- ・環境保全活動を始めるためのきっかけ作りや仲間作りを支援することで新たに環境保全活動に携わる市民を増やします。

#### 施策オ 環境保全活動の担い手の発掘・育成

- ・あまがさき環境オープンカレッジと連携し、環境に関する情報交換や交流の機会をつくることで、新たな担い手を発掘するほか、人材を育成するための講座を開催します。

## 方針② 多様な主体と連携し、様々な場面に環境の視点を取り入れます

環境保全活動を促進するため、多様な主体の参画や社会・経済に関する取組との連携を進めます。

### 施策ア 多様な主体との連携・ネットワークの拡大

- ・多様な視点・価値観をもって環境問題に取り組めるよう様々な分野で活動する市民団体や専門家、企業などと連携し、環境問題に取り組む主体の裾野を広げるとともに、分野を越えたネットワークを築いていきます

### 施策イ マルチベネフィットを意識した取組の実践

- ・環境に関する課題と社会・経済に関する課題は関連している場合が多く、労力・資金を効果的・効率的に活用するためにも課題の同時解決を意識した取組を検討していきます。

## 関連ワード

### 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた世界目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境にまたがる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

### 尼崎市総合計画

尼崎市を将来どのようなまちにしていくのか、どうやって実現していくのかをまとめた、尼崎市の基本となる最上位の計画です。

最新の総合計画である第6次尼崎市総合計画（令和3年(2021年)）では、尼崎市がめざす「ありたいまち：ひと咲き、まち咲き、あまがさき」の姿を示す「まちづくり構想」と、これを実現させるための取組の方向性などを示す「まちづくり基本計画」で構成されます。

---

---

## 第5章 計画の推進

---

---

### 1 市民・事業者・市の役割と責務

環境問題は社会経済活動やライフスタイルそのものが大きな原因となっており、市の取組だけでは解決が困難となっています。解決するためには、市民・事業者・市の3者が目指す環境像を共有し、互いの得意・不得意を理解しながら協力・連携して取り組んでいくこととします。

#### (1) 市民の役割と責務

- ・自らの日常生活が尼崎の環境や地球環境に影響を与えていることを認識し、日常生活に伴う環境負荷の低減に努めます。
- ・地域の環境活動への参加やエシカル消費などにより、身近なところから環境問題への解決に取り組みます。

#### (2) 事業者の役割と責務

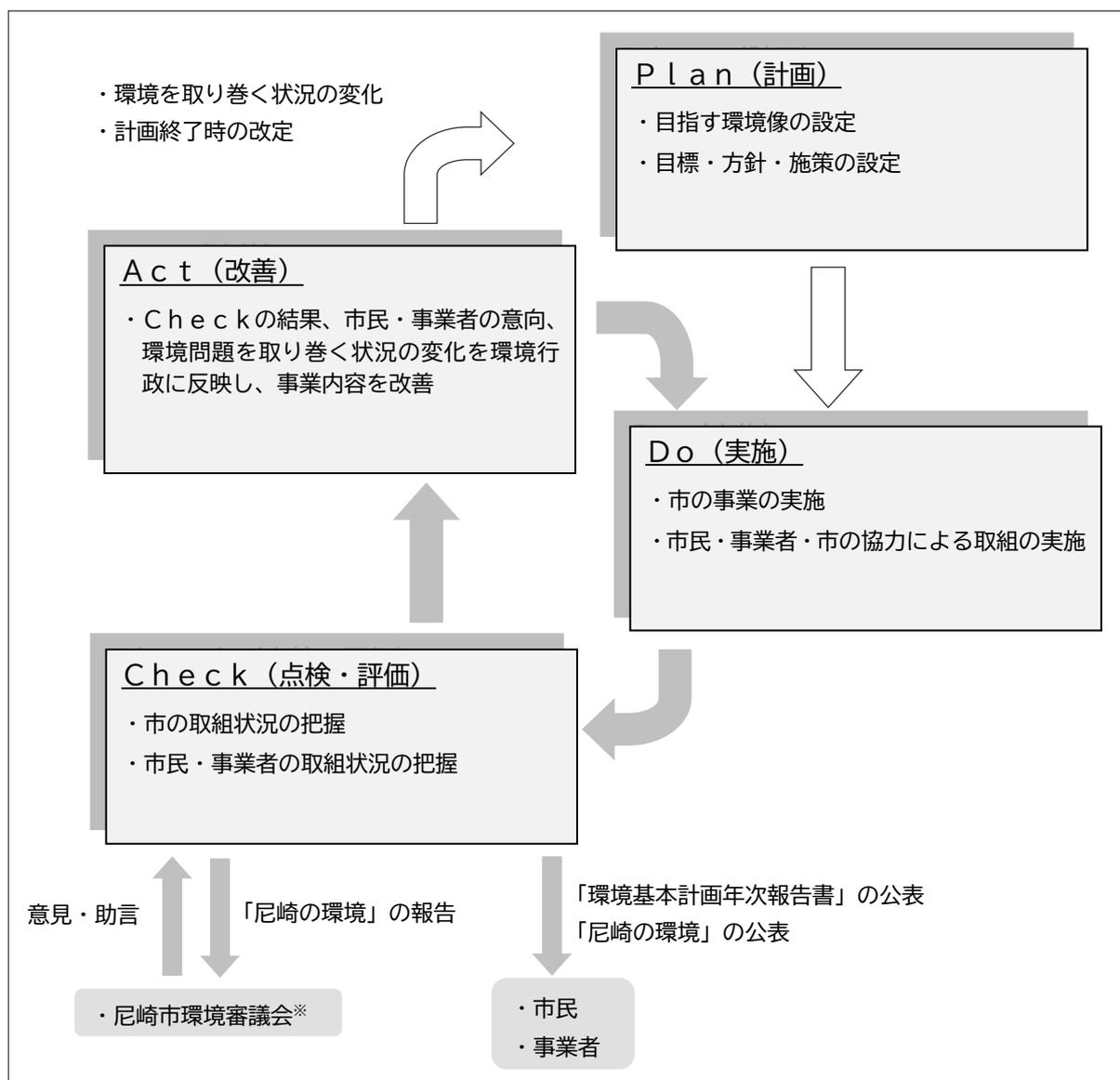
- ・自らの事業活動が尼崎の環境や地球環境に影響を与えていることを認識し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。
- ・環境配慮型のモノ・サービスの消費・提供により経済のグリーン化に協力します。

#### (3) 市の役割と責務

- ・市民や事業者と協力・連携しながら環境に関する施策を講じていきます。
- ・取組の成果・課題について情報提供を行うことで、市民や事業者がその役割と責務を果たすことができるよう啓発や支援を行います。
- ・事業の実施にあたっては、関係部署と連携を図り、環境負荷低減の視点を組み込みます。また、必要に応じて国や県などとの連携を図ります。

## 2 計画の進捗管理

- ・毎年度、環境に関する取組については、施策評価の仕組みを通じて確認するとともに、把握・取りまとめを行い「環境基本計画年次報告書」として公表することとします。
- ・中間見直し（5年目）・改定（10年目）のタイミングで環境に関する取組や基礎データの傾向などの整理、評価を行い「尼崎の環境」として、尼崎市環境審議会に報告し、環境政策の方向性などについて意見・助言を受けたいうえで、公表します。



※ 尼崎市環境審議会とは、学識経験者、市議会議員、市民・産業界の代表者などから構成されており、①市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること、②環境の保全に関する事項に関し、市長に意見を述べることに係る事務をつかさどっています。

## 1 尼崎市の概況

### (1) 位置・地勢

- ・兵庫県の南東部に位置し、市域面積は、50.71 km<sup>2</sup>で、東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市、西は武庫川を隔てて西宮市と接しており、南は大阪湾に面しています。

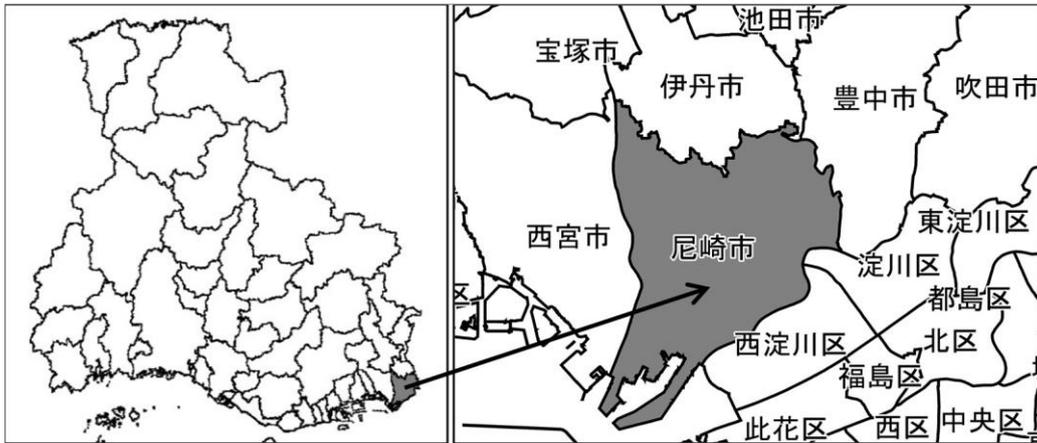


図 尼崎市の位置

出典・参考：尼崎市資料

- ・尼崎市は、武庫川水系と猪名川水系や大阪湾の沿岸潮流が運ぶ土砂の堆積、気候変動により海水面が下降する海退現象によってこの数千年の間に形成された比較的新しい土地といえます。
- ・市域は武庫川・猪名川の両水系が運ぶ土砂が堆積した沖積平野、北部の伊丹大地南縁部、中央部に広がる河岸平野部から構成されており、近代以降の地盤沈下の影響もあって、市域の約 3 分の 1 は海拔ゼロメートル地帯となっています。北に行くに従って標高が高くなりますが、ほとんど起伏のない平坦な地形であり、伊丹市との境界線付近は標高 5~10 メートル前後の高さとなっています。



図 尼崎市の南北断面図

出典・参考：尼崎市資料

## (2) 社会的条件

### ア 人口

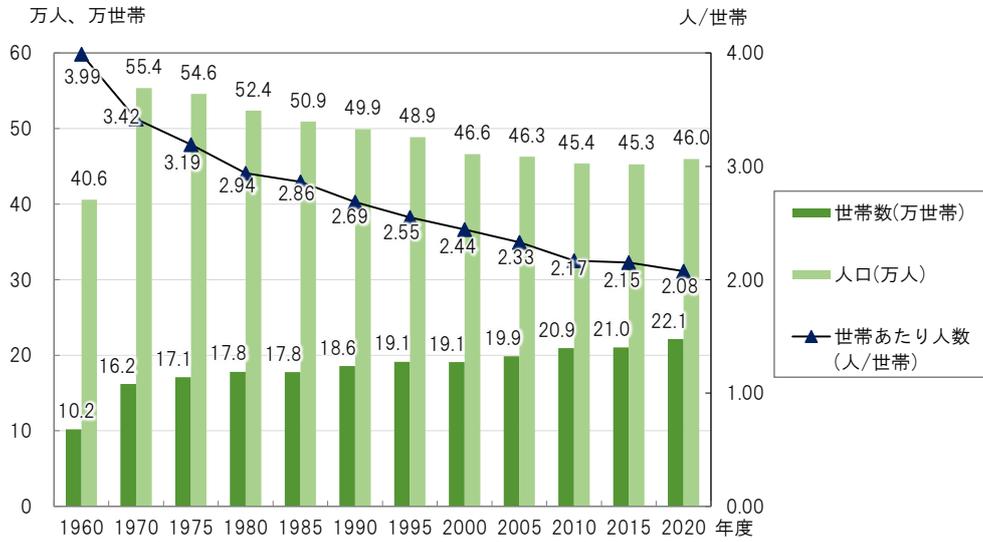


図 人口・世帯数・世帯あたり人数

出典・参考：国勢調査

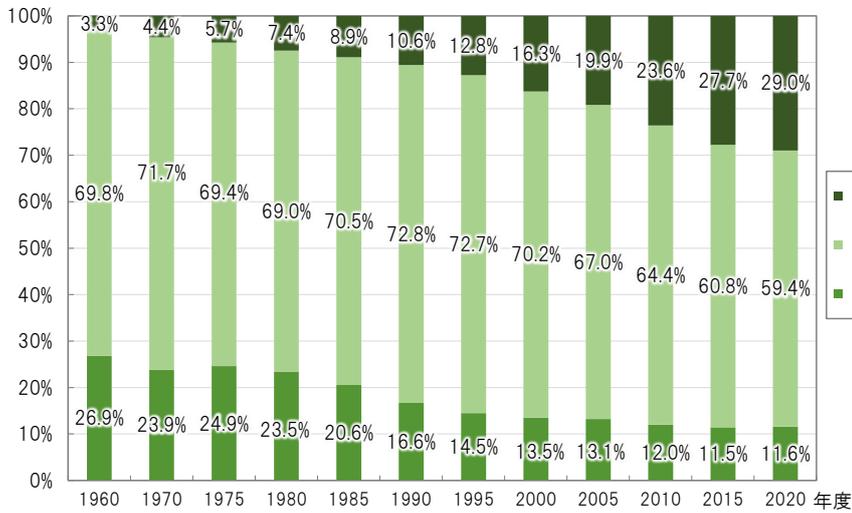


図 年齢別人口比率

出典・参考：国勢調査

# イ 産業

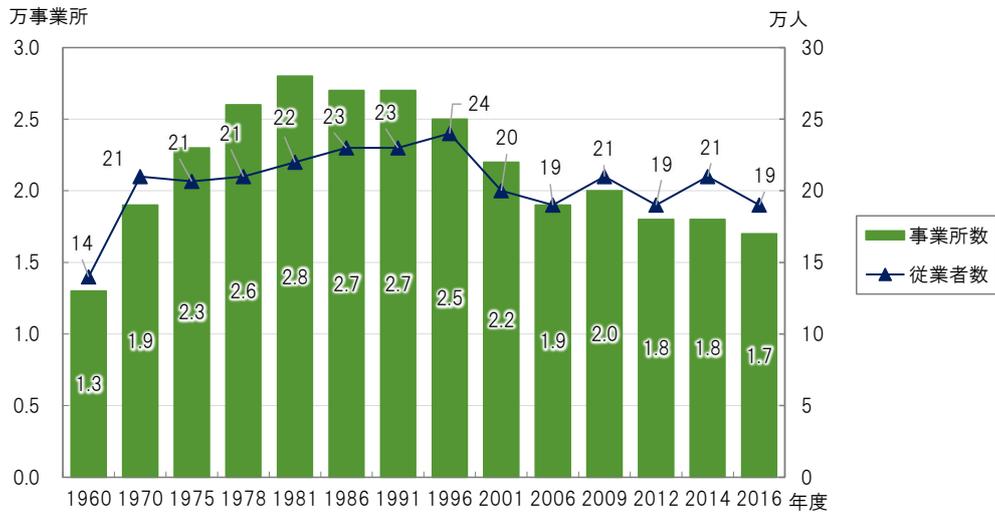


図 事業所数・従業者数

出典・参考：経済センサス

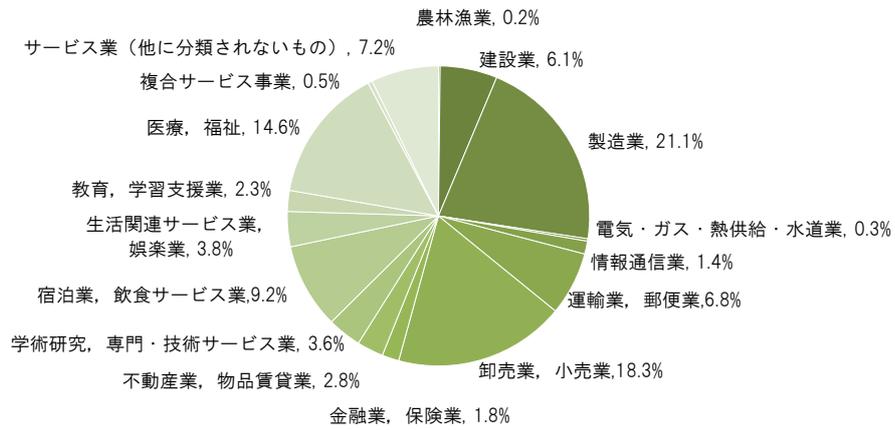


図 産業別従業者数割合

出典・参考：経済センサス（平成 28 年（2016 年））

## ウ 製造業

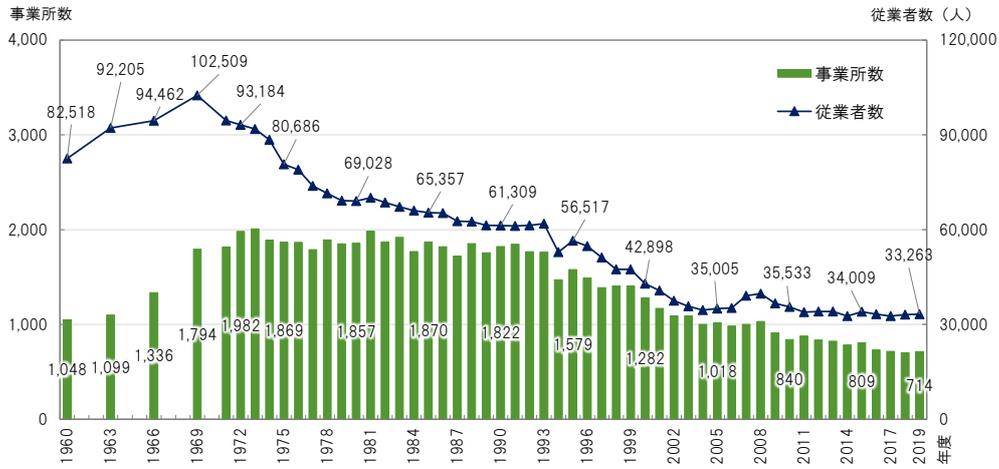


図 製造業の事業所数

出典・参考：工業統計調査

※ 昭和 35 年（1960 年）から昭和 44 年（1969 年）までは 3 年に 1 回調査を実施、昭和 45 年（1970 年）は調査未実施

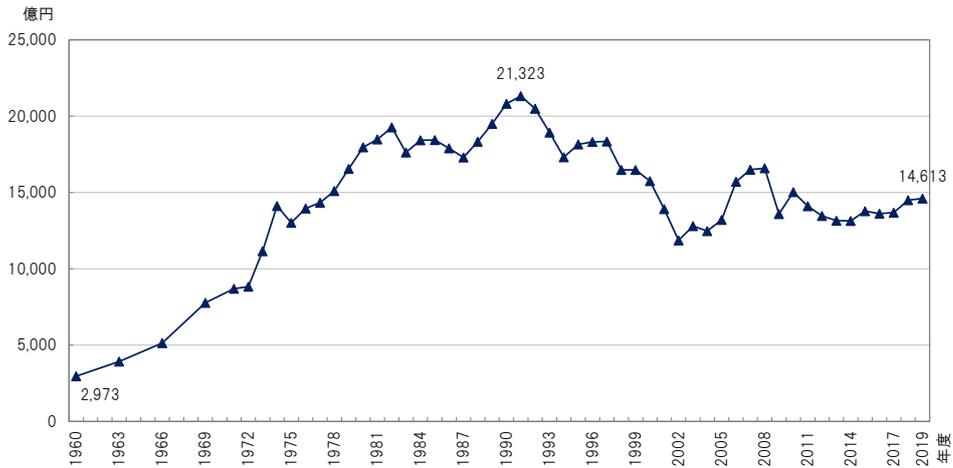


図 製造品出荷額等

出典・参考：工業統計調査

※ 昭和 35 年（1960 年）から昭和 44 年（1969 年）までは 3 年に 1 回調査を実施、昭和 45 年（1970 年）は調査未実施

## 工 商業



図 商業（小売業・卸売業）の事業所数・年間商品販売額

出典・参考：企業統計調査・経済センサス

## オ 農業

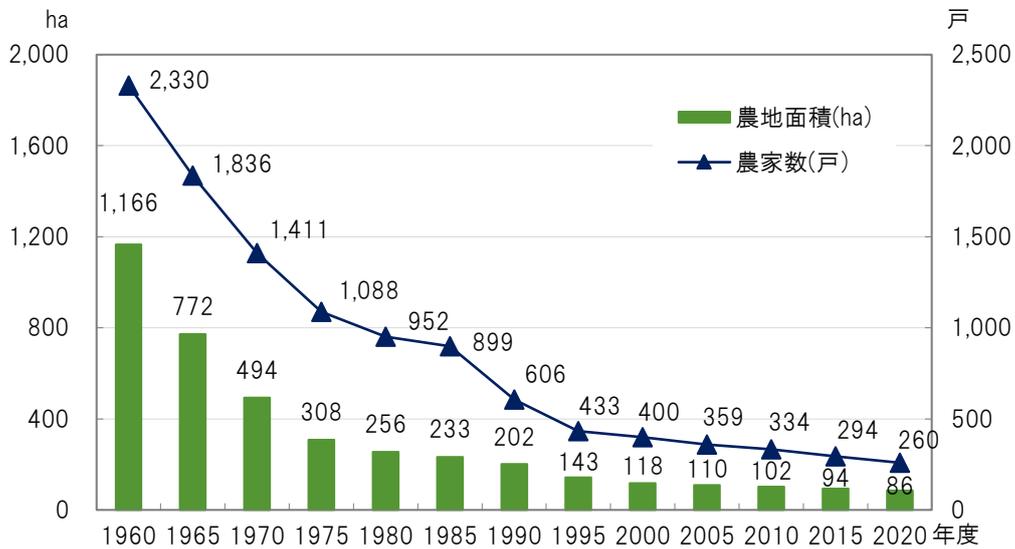
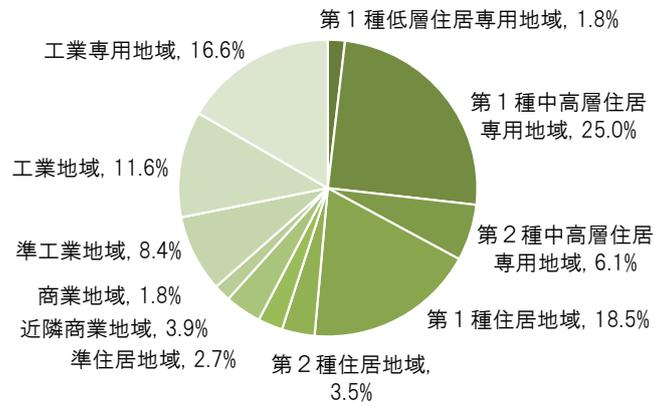


図 農家数・農地面積

出典・参考：農業センサス・尼崎市統計書

## 力 土地利用



## キ 交通



図 主な道路・鉄道

出典・参考：尼崎市都市計画マスタープラン

### (3) 自然的条件

#### ア 気温

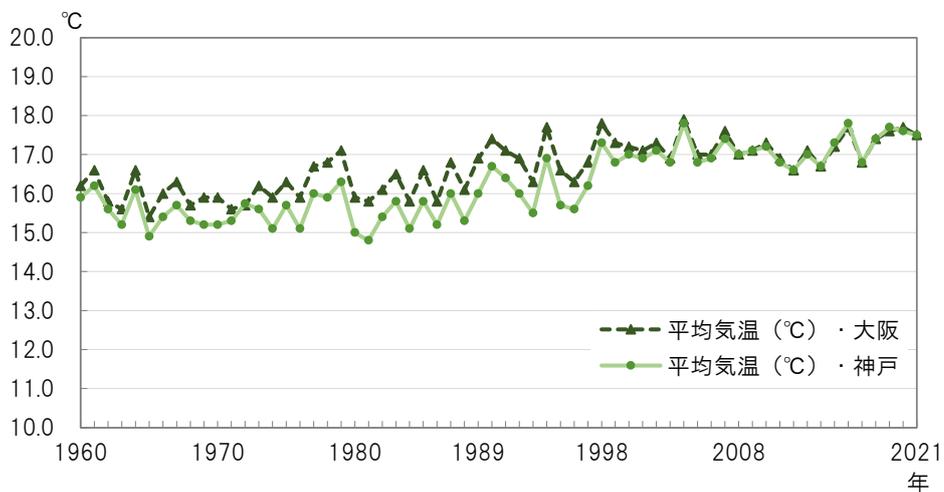


図 平均気温の変化 (大阪・神戸)

出典・参考：気象庁 HP

#### イ 真夏日・猛暑日の日数

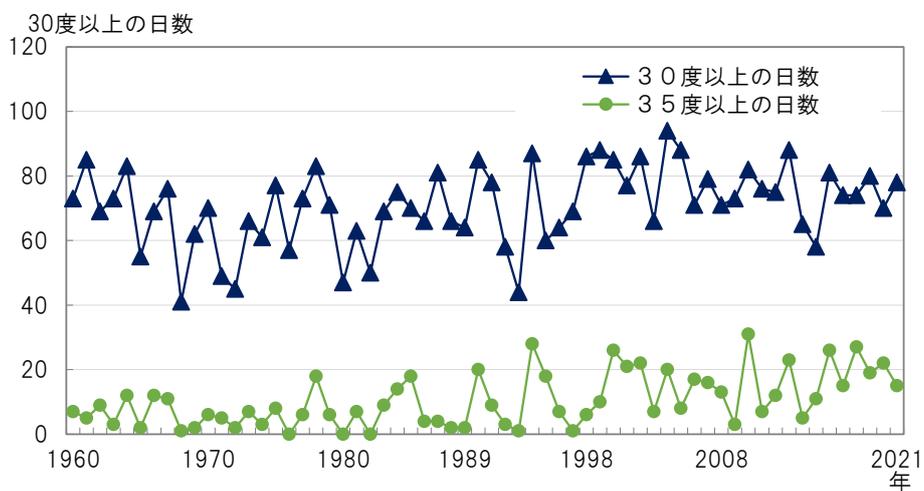


図 真夏日 (日最高気温 30°C以上) と猛暑日 (日最高気温 35°C以上) の日数の推移 (大阪)

出典・参考：気象庁 HP

## 2 環境の現状

### (1) 脱炭素社会に関する事項

#### ア 二酸化炭素排出量

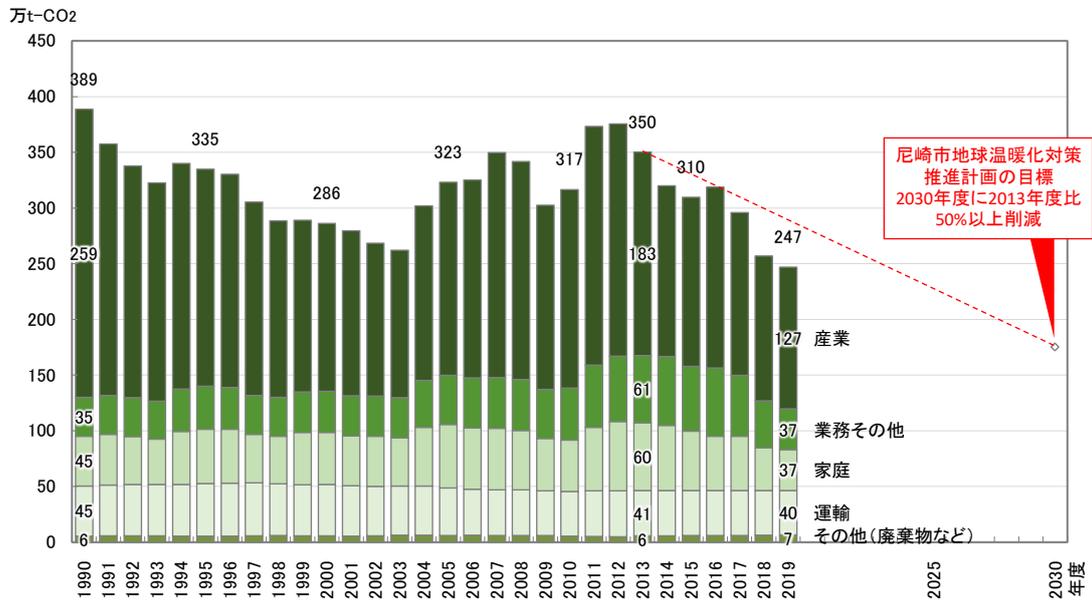


図 部門別二酸化炭素排出量

出典・参考：尼崎市資料

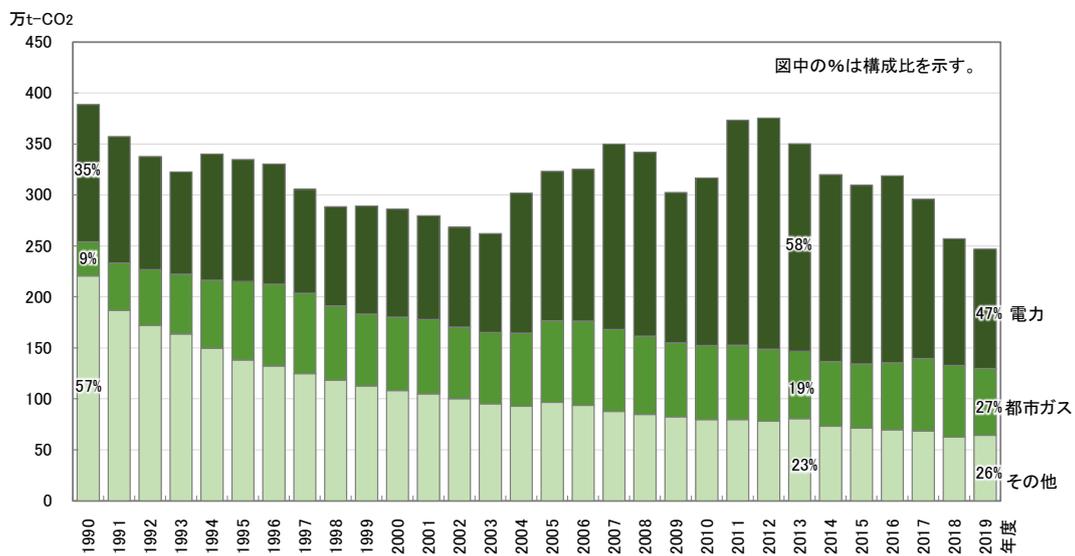


図 エネルギー種別二酸化炭素排出量

出典・参考：尼崎市資料

## イ エネルギー消費量

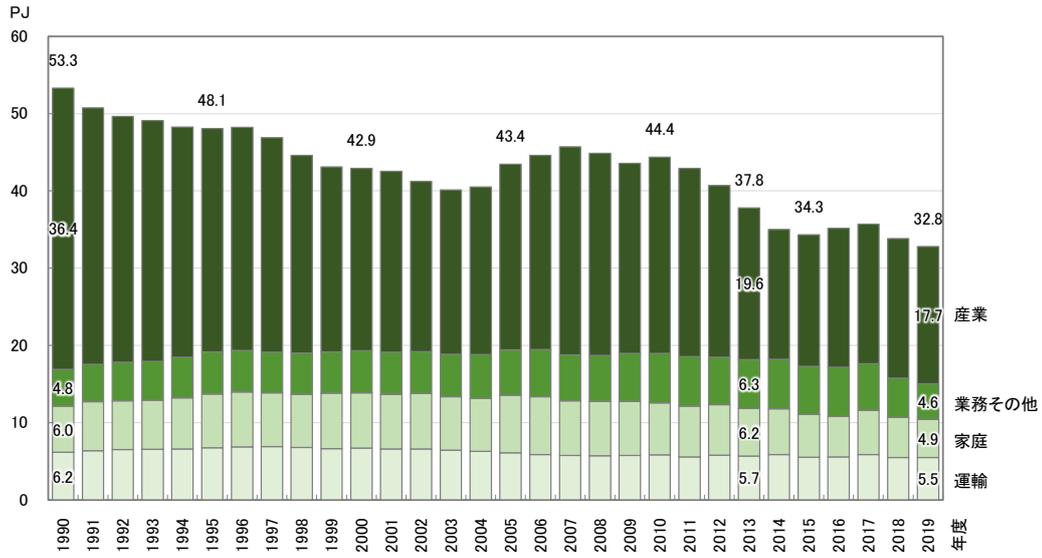


図 部門別エネルギー消費量

出典・参考：尼崎市資料

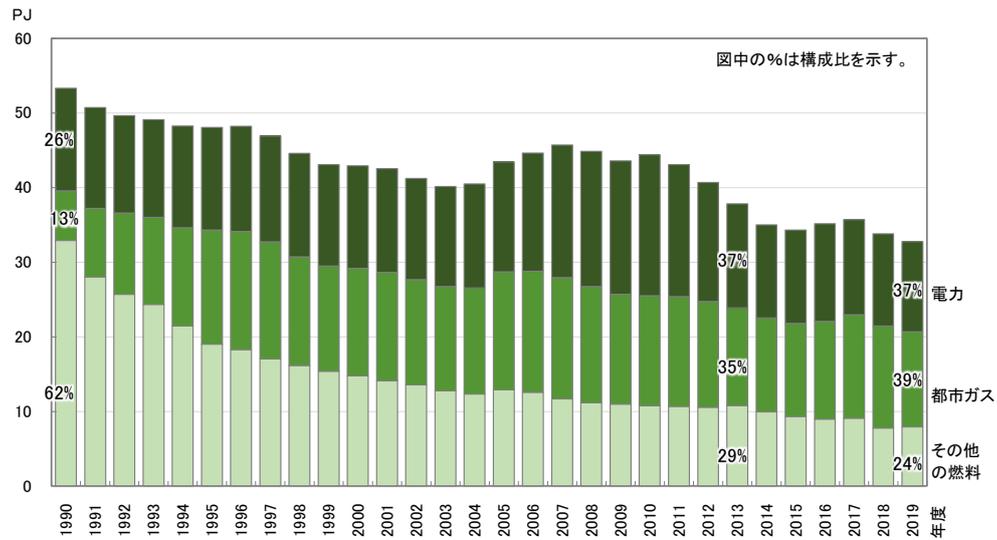


図 エネルギー種別エネルギー消費量

出典・参考：尼崎市資料

## ウ 電力排出係数

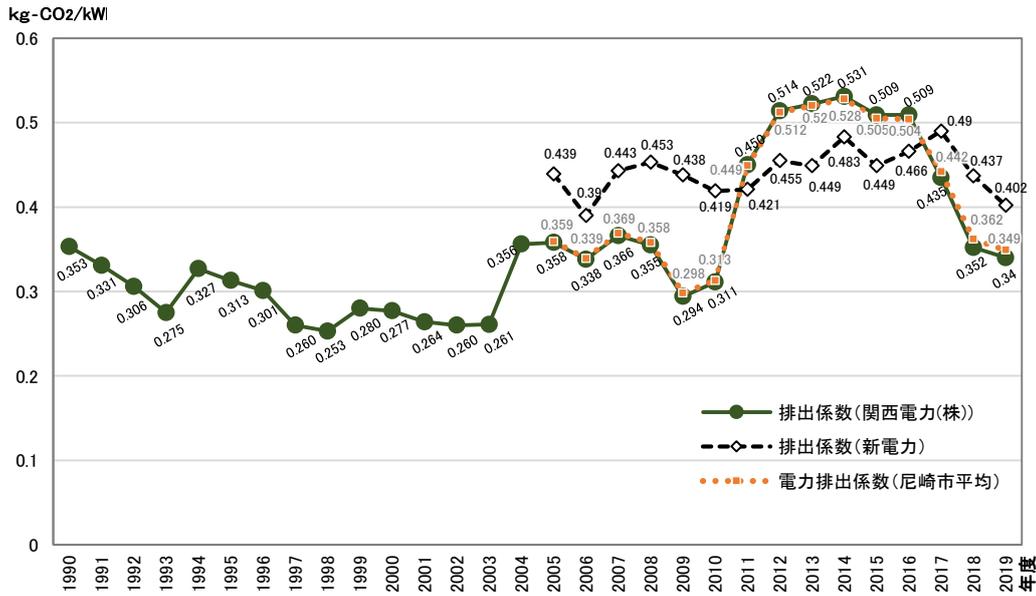


図 電力排出係数

出典・参考：尼崎市資料

## (2) 循環型社会に関する事項

### ア ごみ排出量

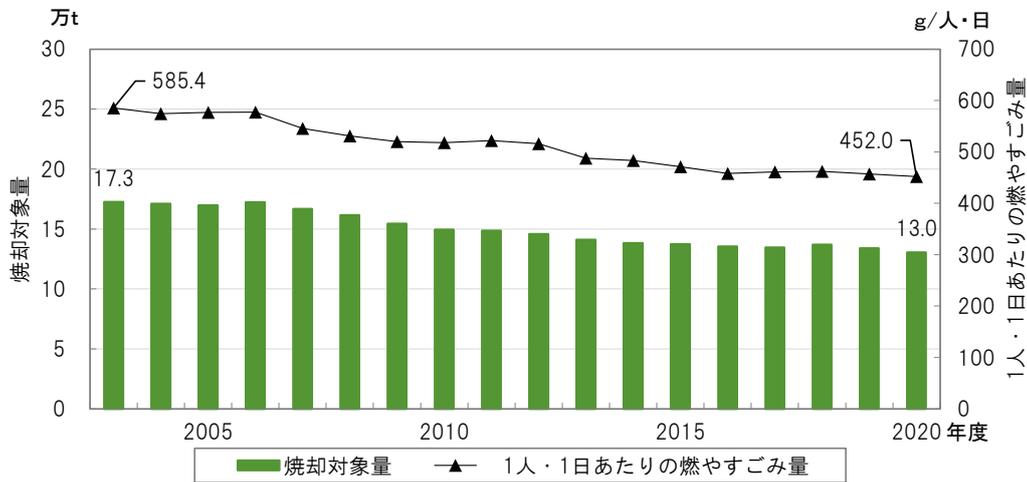


図 焼却対象ごみ量・1人・1日あたりの燃やすごみ量

出典・参考：尼崎市資料

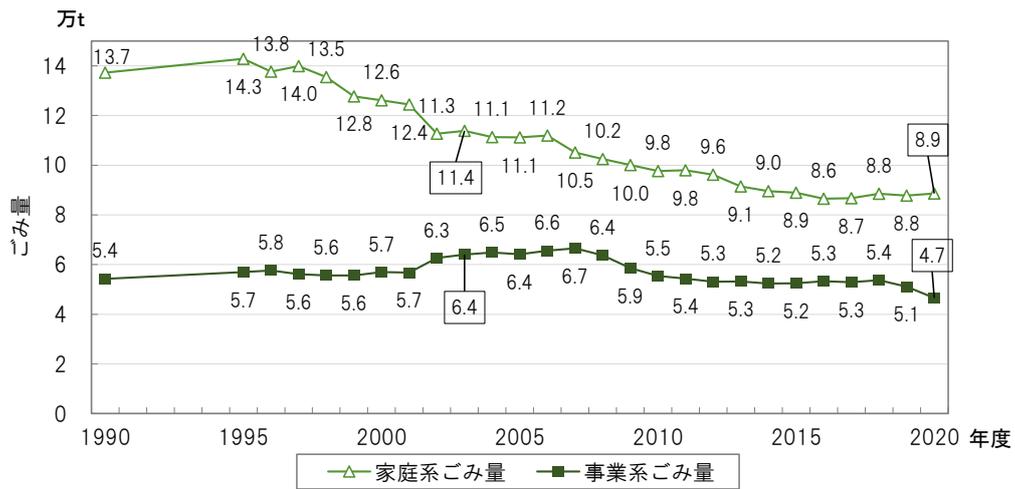


図 家庭系ごみ量・事業系ごみ量

出典・参考：尼崎市資料

## イ 資源化量

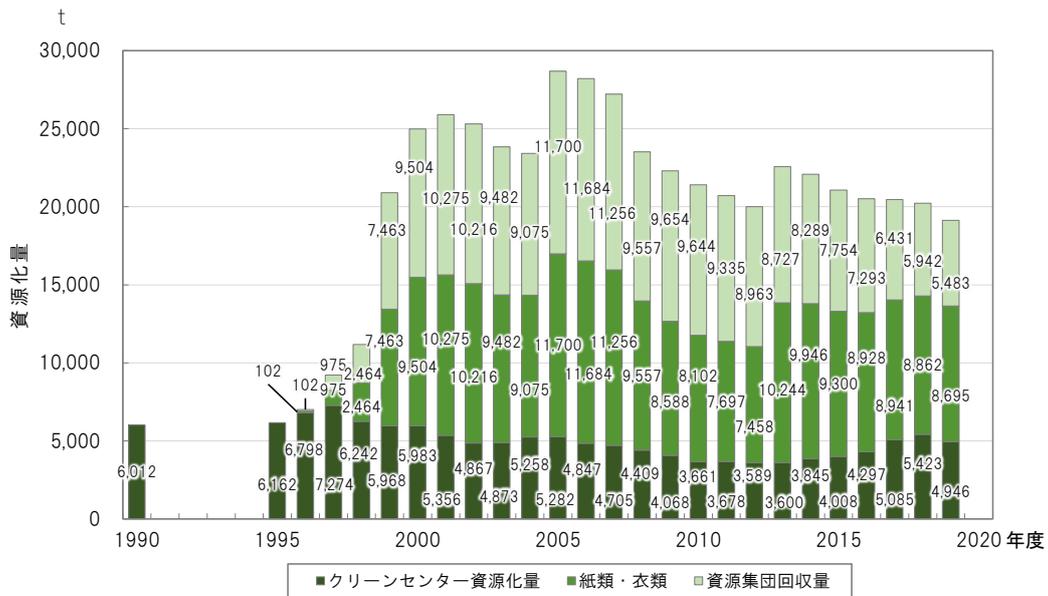


図 資源化量

出典・参考：尼崎市一般廃棄物処理基本計画

## ウ 燃やすごみの組成

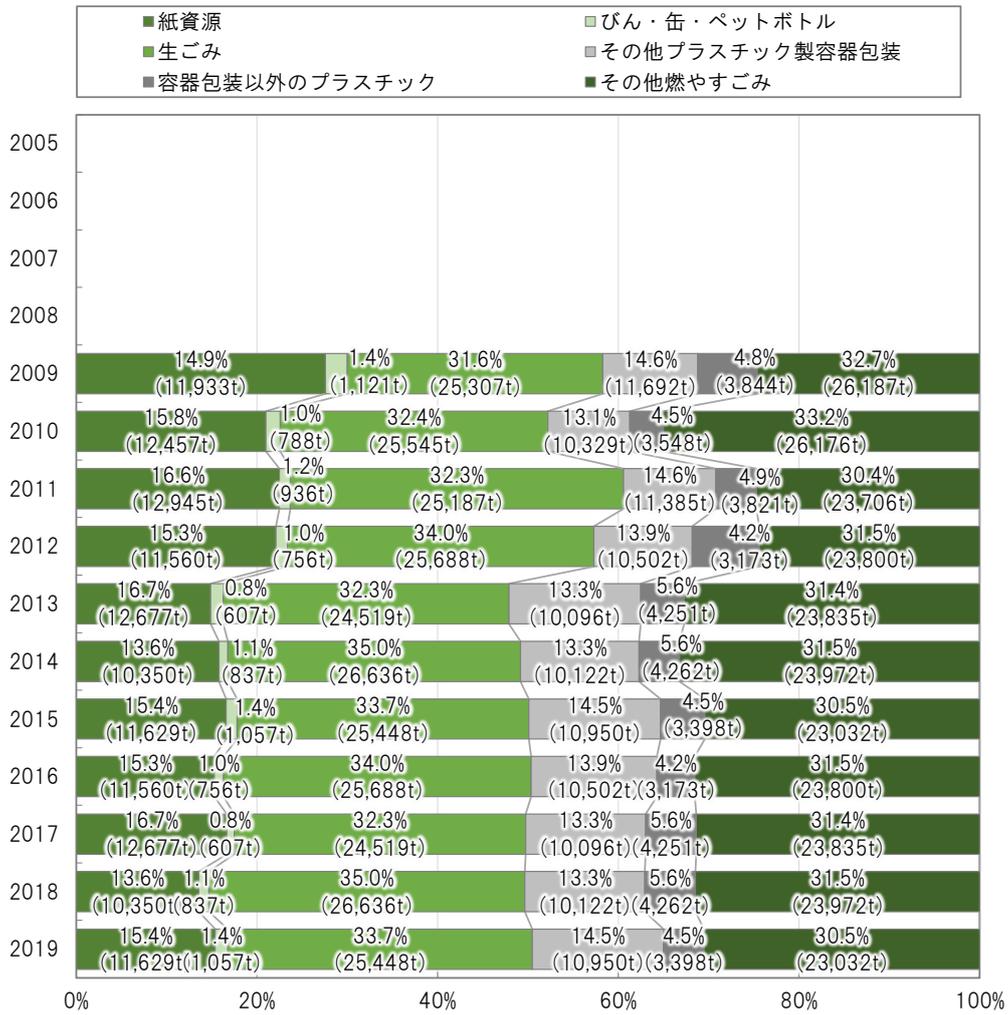


図 燃やすごみの組成

出典・参考：尼崎市一般廃棄物処理基本計画

## ウ 産業廃棄物

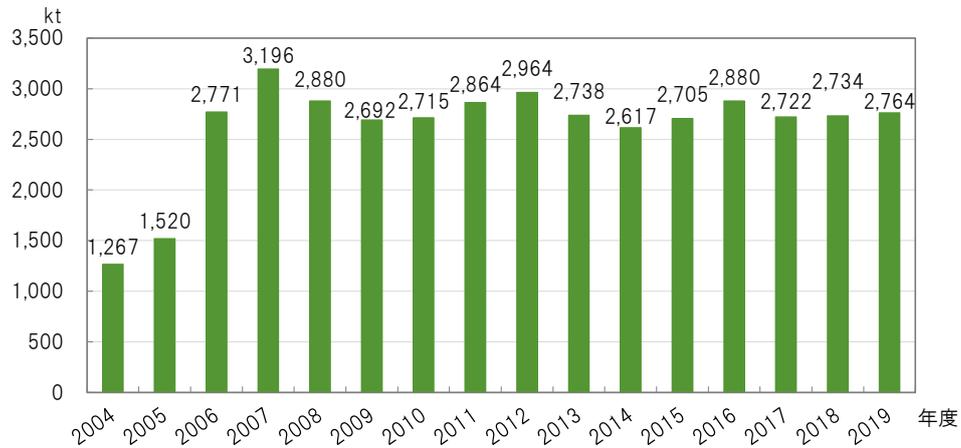


図 産業廃棄物排出量

出典・参考：環境基本計画年次報告書

## (3) 自然共生社会に関する事項

### ア 緑地

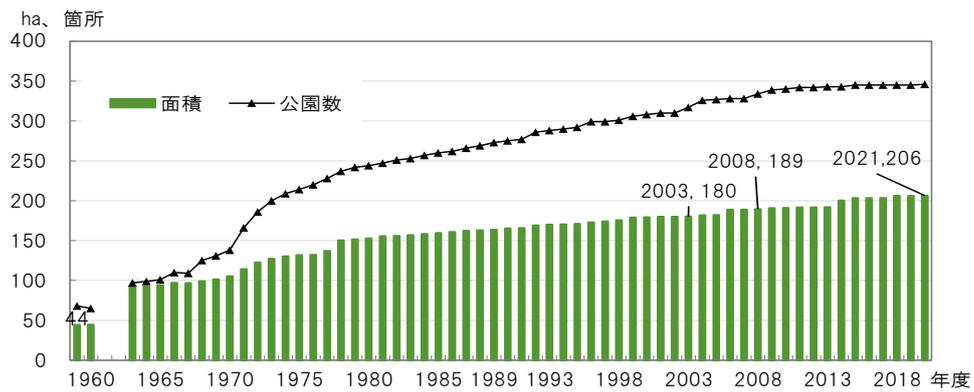


図 都市公園面積

出典・参考：尼崎市資料

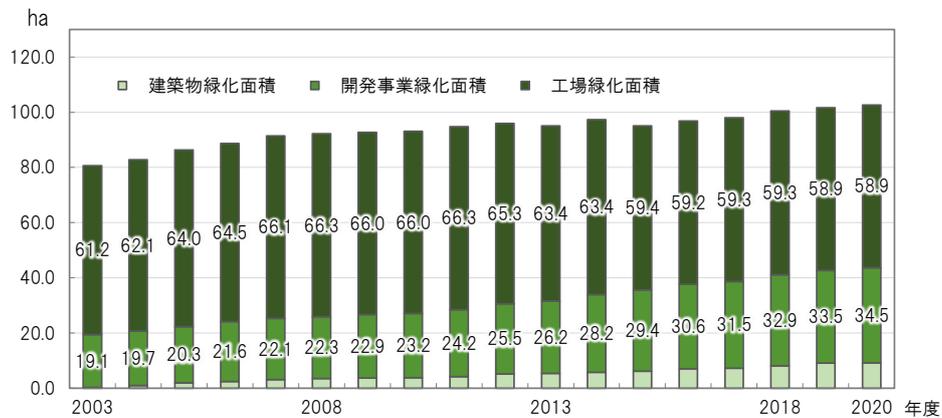


図 緑化面積

出典・参考：公園・緑化のあゆみ

## イ 身近な自然

### (ア) 河川

- ・ 武庫川・猪名川・藻川では回遊性の生き物であるアユ、ウナギ、ミソレヌマエビや、干潟に生息するクロベンケイガニ、緩流・止水環境に生息するミナミメダカなどが確認されていることなどから、川と海の連続性が確保されており、水生生物が生息するための多様な環境が残されています。また、河原や河川敷には様々な植物が生育しており、鳥や昆虫、哺乳類などの生息環境となっています。
- ・ 庄下川・昆陽川は護岸整備などにより人工的な環境にありますが、中流域では土砂が積もった中洲・寄洲があり植生がみられるほか、捨石が置かれ多自然護岸となっている区間があるなど、多様な水辺環境が存在しており、ドジョウやミナミメダカ、アカザ、ニホンイシガメなどの希少な水生生物も生息しています。
- ・ 河川は他の場所に比べても生き物が数多く確認できる場所であり、尼崎を代表する自然環境といえます。
- ・ 尼崎ではナガエツルノゲイトウ、オオカワジシャ、オオクチバス、ブルーギル、アメリカザリガニ、ウシガエル、ミシシippアカミミガメなどの河川・水辺で多くの外来種が確認されています。

### (イ) 樹林

- ・ 尼崎に古くから存在していた樹林としては、河川沿いに成立するエノキ・ムクノキから構成される河畔林があります。現在においても藻川沿いの佐璞丘や猪名川沿いの猪名川自然林、農業公園などにおいて、この特徴を有する樹林が残存しています。
- ・ 古くから存在する神社や寺にある樹林（社寺林）についてもクスノキやケヤキ、イチヨウなどと併せてエノキ・ムクノキが含まれていることは尼崎の社寺林の特徴といえます。
- ・ 樹林によっては落葉や朽木がそのまま残されており、クワガタムシ類やニホンヤモリの生息環境となるほか、コゲラやシジュウカラなどの樹林性の鳥を見ることができます。また、農業公園にはヒメボタルが自生しているなど、市街地において貴重な環境が残されているといえます。
- ・ 本来、河畔林は河川沿いの氾濫などの影響を受ける環境に成立しますが、現在は河川の治水対策が進み、氾濫などが生じなくなったため、樹林内でアラカシやヤブニッケイ、ヤブツバキなどの照葉樹林と呼ばれる樹種が増えてきています。

### (ウ) 農地・水路

- ・ 農地とこれに付随する水路ではヒメズワラビやカワジシャ、デンジソウなどの水田に生える雑草とされる植物が生育しているほか、ニホンアマガエルやヌマガエル、ツチガエル、トノサマガエルなどのカエル類が生息しており、これらの種の生育・生息には水辺・湿性の環境が必要不可欠であり、農地が失われるとこれらの生き物も見られなくなる可能性があります。
- ・ 農地が少ない場所においても水路網が残されており、希少な動植物だけでなくトンボ類などの水辺に生息する生き物を市街地でも見ることができます。
- ・ 農地の面積が全体的に減っていることや、まとまった農地の一部が宅地化されるなどにより農地の断片化が生じるなどにより、水辺・湿性の環境に依存して生息・生育する種が見られなくなる可能性があります。

## (工) 市街地（公園・住宅地など）

- ・尼崎の公園のうち比較的規模の大きな公園については、樹林地や草地、小川や池などの水辺など多様な環境が組み合わさっています。植物については、希少なものも含め様々な草木が植栽されており、鳥類では樹林性のヒヨドリやシジュウカラ、水辺にはセキレイ類やサギ類、昆虫ではトンボ類、魚類ではミナミメダカなどが見られます。
- ・住宅地では植物としては住宅敷地に植栽によるものが見られるほか、道路には街路樹やいわゆる雑草と呼ばれるヒメシバやエノコログサなどが生育している。また、鳥は人家周辺で一般的に見られるスズ、ドバト、ムクドリ、ハシブトガラスなどが多くを占めます。
- ・公園は日常的に人が立ち入る場所であるため、手入れ・清掃が行き届いており、落葉・朽木などが少なく、管理のしやすい樹木から構成される樹林となっているなど、林床・林縁の環境が乏しくなっています。
- ・公園・住宅地における植栽や街路樹にはトウネズミモチなどの鳥が種を運ぶ外来種なども確認されています。

## (オ) 臨海部

- ・海岸は人工化されていますが海域・運河ではイワシやアジなどの釣魚をはじめ、様々な海水魚・汽水魚が確認されているほか、運河についてはガンカモ類の渡来地として冬季には多数のホシハジロを見ることができます。
- ・工場跡地において、全国的にも珍しい取組として、地域性苗木を用いて遺伝子レベルで生物多様性に配慮しながら緑化が進められている尼崎の森中央緑地があります。森づくり当初では、鳥ではセッカやヒバリなど草地や耕作地を好むものが確認されていましたが、森の成長とともにシジュウカラなど樹林を好むものが確認されるようになっていきます。
- ・臨海部は工業地帯となっており、様々な貨物が行き来するなど、外来種の侵入しやすい場所といえるため、注意が必要です。

## (4) 安全で快適な生活環境の保全に関する事項

### ア 大気環境

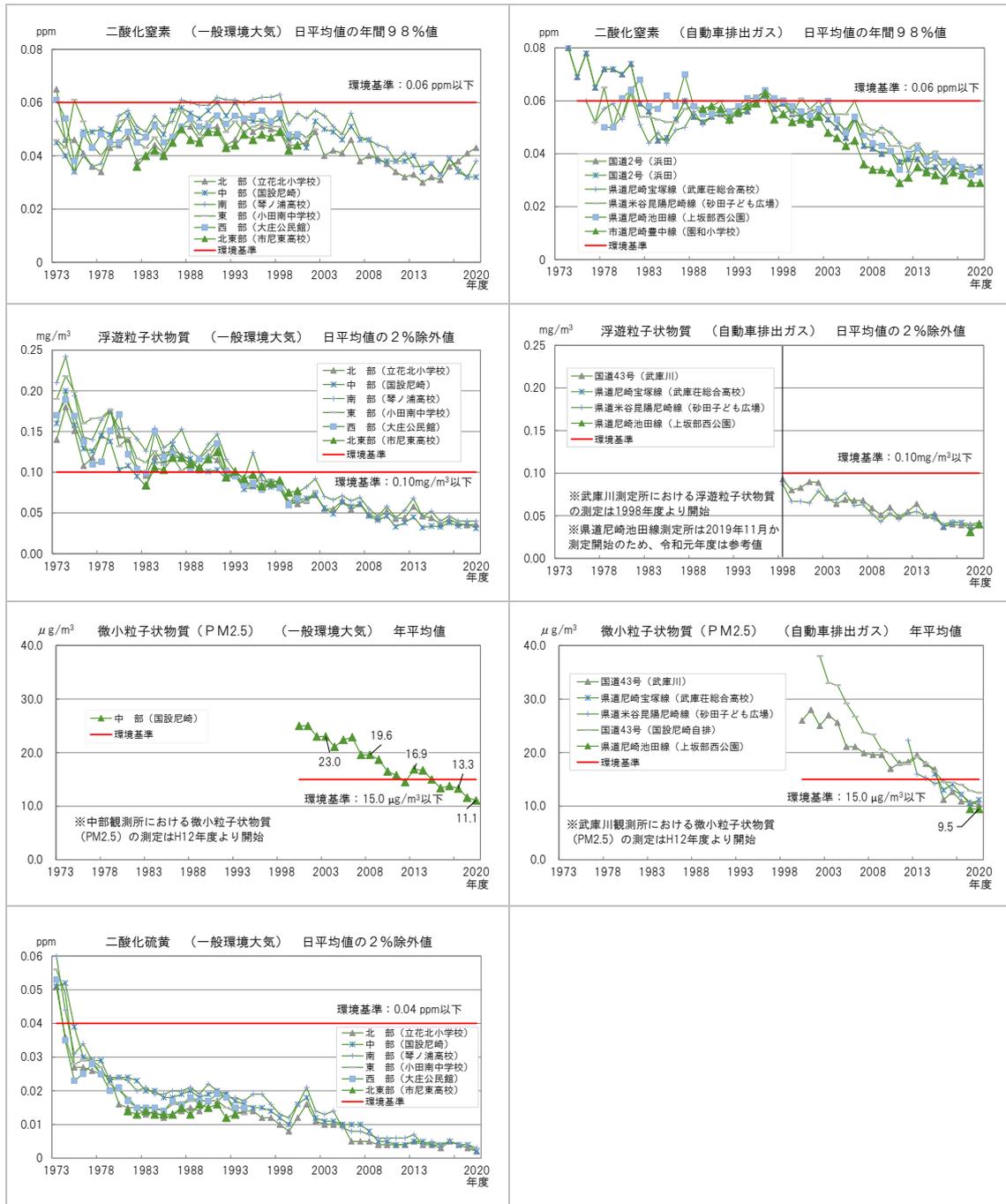


図 大気環境

出典・参考：尼崎市環境監視センター報

## イ 水環境

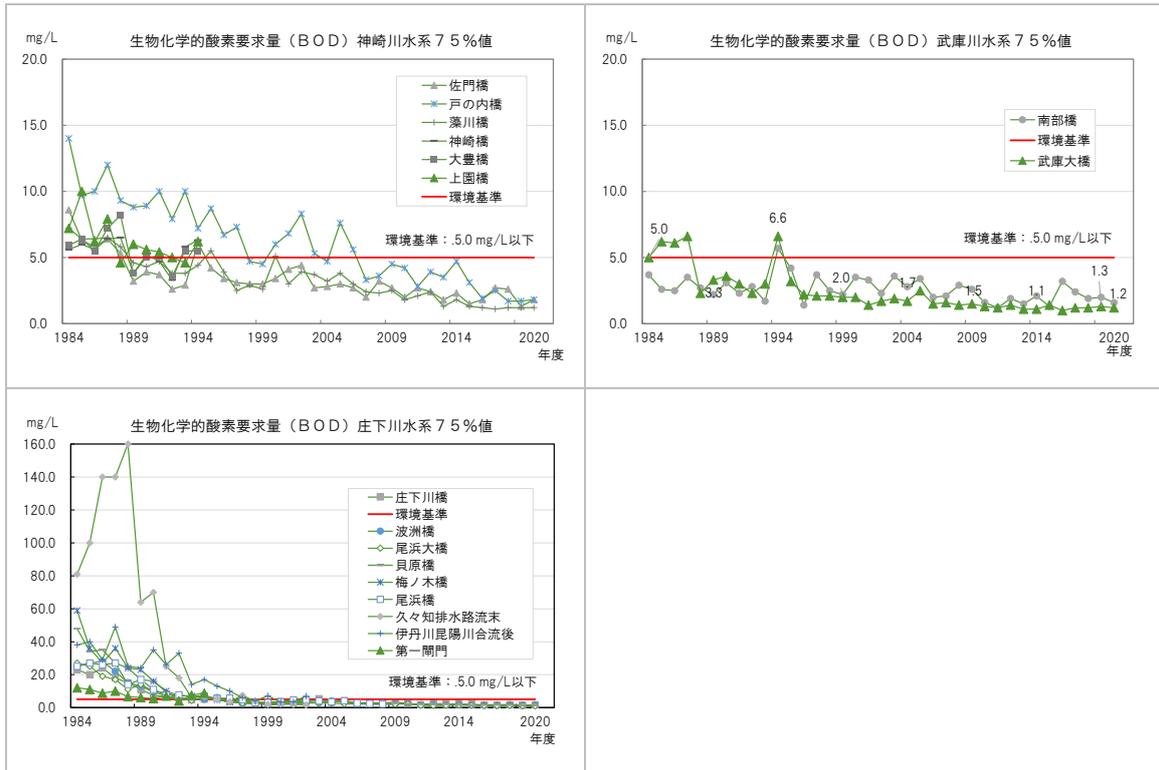


図 水環境

出典・参考：尼崎市環境監視センター報

## ウ 騒音・振動

### (ア) 自動車騒音

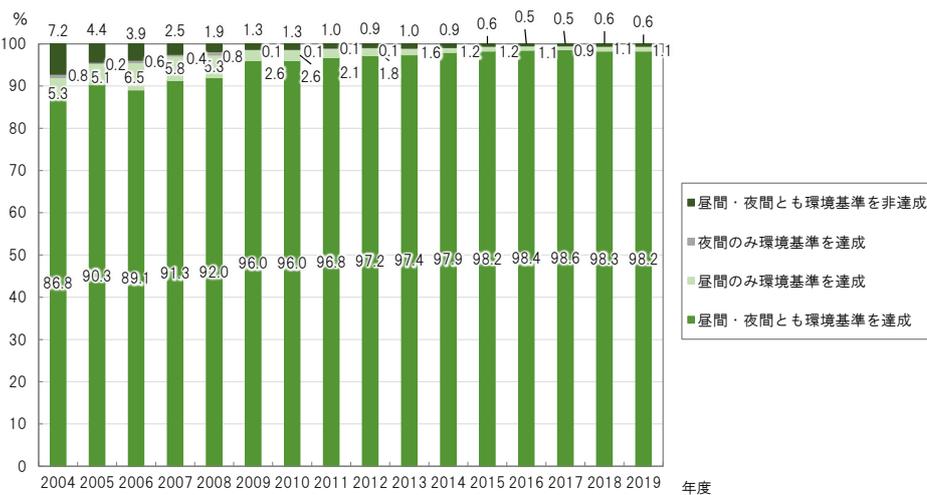


図 面的評価

出典・参考：尼崎市環境監視センター報

(イ) 新幹線騒音・振動

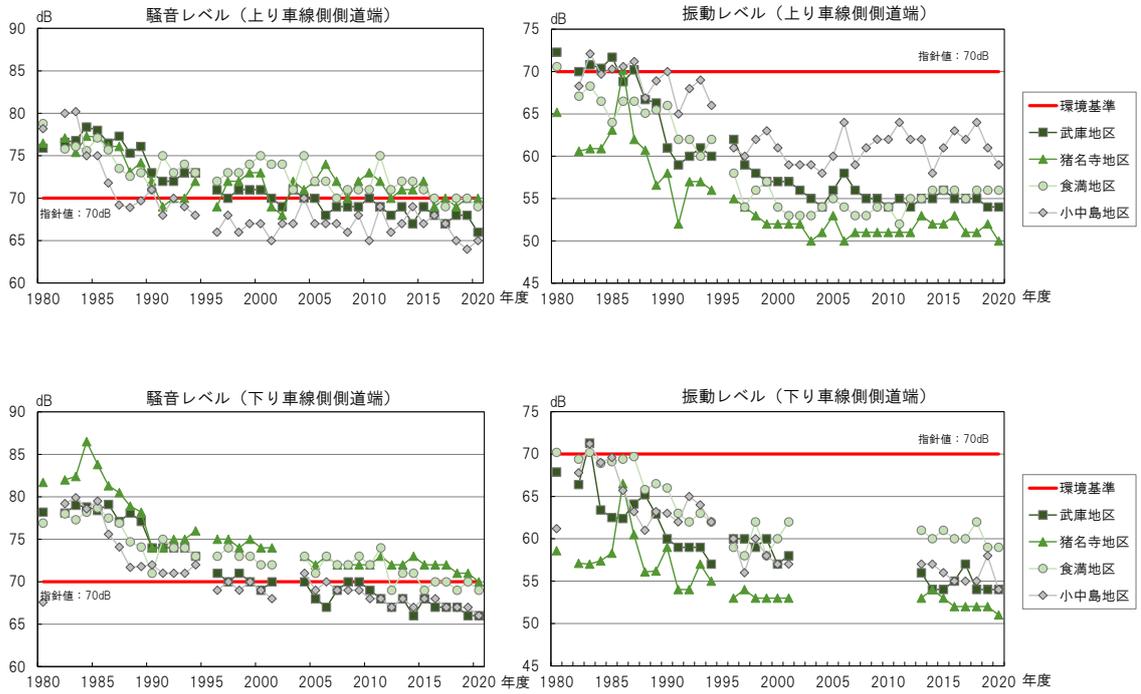


図 新幹線騒音・振動

出典・参考：尼崎市環境監視センター報

(エ) 苦情・相談

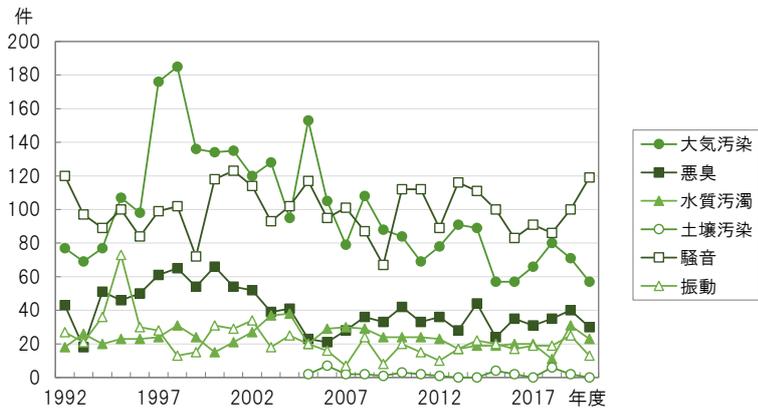


図 公害に関する苦情・相談

出典・参考：環境基本計画年次報告書、尼崎の環境

## (5) 経済のグリーン化に関する事項

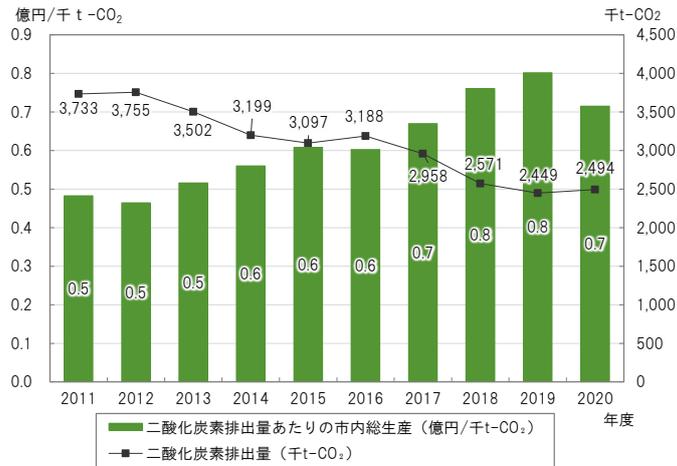


図 市内総生産あたりの二酸化炭素排出量

出典・参考：市町民経済計算（兵庫県）、尼崎市資料



図 市内総生産あたりの最終処分量

出典・参考：市町民経済計算（兵庫県）、尼崎市資料

## (6) 環境意識の向上・行動の輪の拡大に関する事項

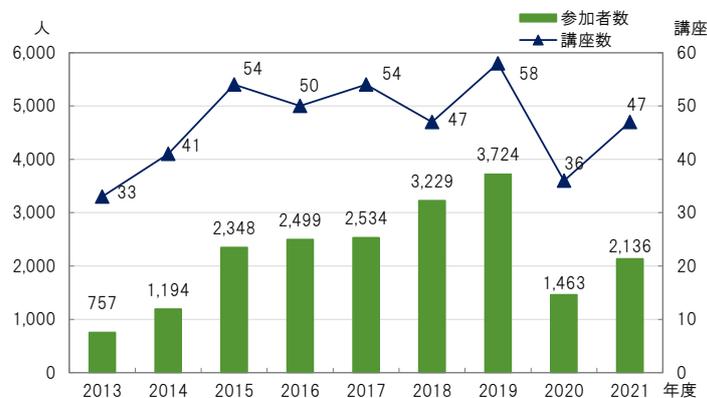


図 あまがさき環境オープンカレッジにおける講座の実施状況

出典・参考：環境基本計画年次報告書

## 2 計画改定の経過

- 作成中 -

## 3 尼崎市環境審議会 委員名簿

- 作成中 -

## 4 尼崎市環境基本計画策定部会 委員名簿

- 作成中 -